

# 青少年意識調査 2006－2016 の成果と課題

－全国万引犯罪防止機構の活動－

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構

## 目次

はじめに	1
第1章 調査の背景—少年犯罪の情勢	3
1-1. 刑法犯全体	3
1-2. 万引犯罪の特徴	5
1-3. 初発型非行	8
1-4. 非行悪化と規範意識低下の世論	10
1-5. 万引犯罪抑止の方策	12
1-6. 万引の犯罪統計について	13
第2章 調査結果の概要	15
2-1. 調査対象者	15
2-2. 万引についての知識	16
2-2-1. 小学生の段階で理解している	16
2-2-2. 万引という犯罪を知った機会	16
2-2-3. 万引をする理由の推測	17
2-2-4. 万引で警察に捕まるとどうなるか	18
2-2-5. 店舗・警察・学校の万引防止策	20
2-2-6. 万引に誘われたことがあるか	21
2-2-7. 万引に誘ったのは誰か	22
2-2-8. 万引しやすい店を知っているか	23
2-3. 規範意識（万引への態度）	24
2-3-1. 自分自身の規範意識	24
2-3-2. 友達の規範意識	27
2-3-3. 保護者の規範意識	28
2-3-4. 他の逸脱行為との比較	29
2-3-5. 生活満足度と規範意識	31
2-3-6. 社会的絆との関係	33
2-4. 万引防止のために	35
2-4-1. 効果的な方策	35
2-4-2. 保護者の日頃の態度	36
2-5. 学校サンプルの違い	36
2-5-1. 規範意識（万引への態度）	37
2-5-2. 万引に誘われたことがあるか	39
2-5-3. 万引しやすい店を知っているか	40
2-5-4. 生活満足度	41
2-5-5. 社会的絆	42

第3章 考察	43
3-1. 青少年の意識は変わったか	43
3-2. 地域の持つ問題	44
3-3. 規範意識の育成	45
3-4. 生活満足度とストレス・コーピング	47
3-5. 社会的絆とセルフコントロール	48
3-6. 今後に向けて	49
資料（質問紙の項目改訂の推移）	51
第1回（平成18年）	51
第2回～第3回（平成19～20年）	52
第4回（平成21年）	52
第5回（平成22年）	52
第6回（平成23年）	52
第7回（平成24年）	52
第8回（平成25年）	53
第9回（平成26年）	53
第10回（平成27年）	53
第11回（平成28年）	53
あとがき	55

## はじめに

本冊子は特定非営利活動法人「全国万引犯罪防止機構」が平成 18 年（2006 年）から平成 28 年（2016 年）まで実施した「万引に関する全国青少年意識調査」を整理・再構成して解説を付し、全 11 回にわたった調査の総括資料としたものである。

平成 9 年以降、少年非行の検挙人員は戦後第 4 のピークと呼ばれる時期となっており、万引の認知件数も増加し、それが契機となって平成 17 年 6 月に全国万引犯罪防止機構が発足した。その最初の事業の一つとして本調査を開始したのである。現在から振り返ると、平成 17 年はすでに少年非行の減少傾向が始まった時期であるものの、少年の万引による補導・検挙人員は 4 万人を超えていた。多くの店舗が万引による被害に悩まされていた一方で、当時は万引が犯罪であるという認識さえ一般的とは言えず、「たかが万引、目くじら立てるな（子供の悪さは大目に見てやれ）」という大人の反応が見られていた。

このような状況であった平成 16 年に東京都では、書店、古書店、CD 販売店、公立学校、私立学校、警察、万引き防止機器製造販売業者などの代表者たちが集まって万引防止協議会を構成し、以下の「万引防止行動計画」（抜粋要約）を作成した。

### 万引きしにくい店舗づくり

販売店は、積極的な声かけ、効果的な店内放送、ポスター等による来店客の協力を求める取組、レジや陳列を工夫し構造上の死角を作らない店づくり、防犯機器の導入等に努める。

### 万引一掃の教育・キャンペーンの強化

学校（小・中・高等学校）は、万引について非行防止教育で「万引は犯罪であり、人として絶対にやってはいけない行為である」ということを徹底して教える。

### 万引発見の徹底

販売店・商店街は、必要以上に周囲を気にしながら店内で徘徊している集団など、万引と疑わしい不審な行動を発見した場合には、声かけの徹底に努める。

### 万引を繰り返させない仕組みづくり

少年の万引を発見したときは、販売店は全て警察と保護者に連絡する。万引した少年の通学する学校が判明した場合には、学校に対し、少年の性別・学年と連絡した警察の名称を連絡する。警察と学校は、「生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の趣旨を踏まえ連携を図る。学校・警察は、保護者に対し、万引した子どもを同伴し被害店舗へ必ず謝罪に行くよう働きかける。

学校は、万引等をした生徒に対して、万引を繰り返さないという内面に訴える指導を行うなど、当該万引のみでは退学に至らない教育的措置・再犯防止措置をとる。また、カウンセリング、生活改善指導等の充実や生徒を地域清掃等のボランティアに参加させるなど社会参加意識を喚起させる機会を設ける。

### 万引物品の販売防止

古物商は、東京都青少年健全育成条例を遵守し、18 歳未満の者からの買い取りは行わず、例外的に買い取る時には、保護者の同行、電話による同意確認を徹底する。

この万引防止行動計画は平成 17 年に設立された全国万引犯罪防止機構の基本方針ともなり、機構は一貫して「万引は犯罪です」という標語を使うようになり、青少年の意識調査の実施につながった。

平成 15 年頃にピークとなった少年非行はその後に急減し、現在も減少を続けている。その原因は明らかとは言いがたく、さまざまな推測がなされている。たとえば、土井（2016）<sup>1</sup>はおおよそ次のように述べている。

（要約）日本が多機会でハイリスク・ローリターンの社会となり、若者は身近な友人関係に充実感を感じ、生活満足度も高まっている。一方で、友人関係に悩みや心配ごとを感じる若者が増加した。今日の若者たちは、けっして孤立しないように互いに細心の注意を払い、仲良しグループを常に確保するために必死にならざるをえなくなっている。人間関係に対するこのようなりスク感覚の高まりがある一方で、親―子、教師―生徒などの世代間ギャップや反発がなくなり、逸脱行為に進まなくなった。これが若年層における一般刑法犯の検挙人員を激減させた要因ではないだろうか。

その一方で、平成 9 年に神戸連続児童殺傷事件が起き、その後に凶悪な少年犯罪が増加・頻発したわけではないにもかかわらず、少年犯罪の凶悪化と低年齢化を心配するという世論は高まった。その結果、平成 12 年の少年法改正で刑事処分の可能年齢が「16 歳以上」から「14 歳以上」に引き下げられた。平成 19 年には、少年犯罪の凶悪化や低年齢化に対応するためとして、少年院送致の年齢下限は現行の 14 歳以上から「おおむね 12 歳以上」に引き下げられ、さらに平成 26 年には、18 歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を 15 年から 20 年に、不定期刑も 5 年―10 年から 10 年―15 年に引き上げられた。

少年非行が激減したにもかかわらず、少年犯罪への厳罰化が続いたという状況の中で、一般の少年は万引という犯罪行為をどのように考えているのか。それを確認するのが本調査である。万引の検挙人員が大きく減ったとは言え、平成 29 年に 10―19 歳の少年が万引で補導・検挙された数は 11,417 人となっており、同年齢層少年の人口の 0.1%になる。しかも、万引は暗数のもっとも多い犯罪と言われ、犯行に特段の知識も技能も不要で、少年が犯しやすい逸脱行為の一つであり続けている。逸脱行為への態度に対して、規範意識の高低、生活満足度の高低、さらには社会的絆の強弱などの指標がどのような関係にあるかを調べることの意義は高い。万引行為に関する意識調査という限定的な方法ではあるが、青少年の規範意識についての知見を積み上げ、非行防止の方策立案の一助としたいという願いが本調査の基本にある。

本冊子の構成は次の通りである。第 1 章「調査の背景―少年犯罪の情勢」では、少年犯罪の最近までの情勢を整理した。これは少年犯罪の統計データに基づく経年変化を確認することが少年犯罪の実情を知る第一歩となるからである。第 2 章「万引に関する全国青少年意識調査」では、平成 18 年から 28 年まで 11 回にわたって行われた調査結果の概要をまとめた。これは各回の調査報告の質問項目を現在の視点から並べ直し、有用と思われるデータを取捨選択して再分析したものである。第 3 章「考察」では、11 回の調査結果の主要なポイントについて考察している。なお、巻末に「資料」として、11 回の調査における質問項目の変遷がわかるように整理した。個々の調査については、全国万引犯罪防止機構のサイト<sup>2</sup>の「デジタル万防機構」に調査報告書全文が閲覧可能となっている。

<sup>1</sup> 土井隆義「リスク回避する若年層，危険回避する高齢層」犯罪社会学研究 41, 10-24, 2016.

<sup>2</sup> 全国万引犯罪防止機構 <http://www.manboukikou.jp/>

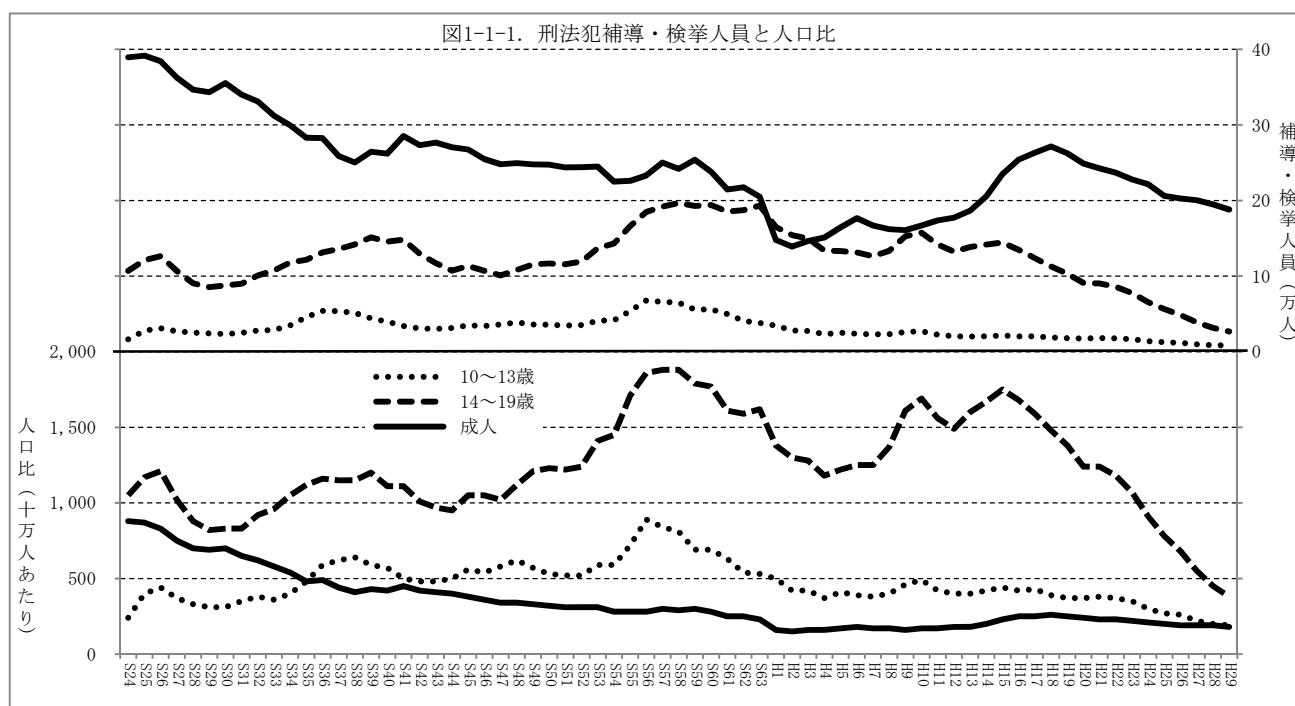
## 第1章 調査の背景—少年犯罪の情勢

ここでは、最近までの少年犯罪の情勢について眺めておきたい。この章の目的は、統計データに基づく少年犯罪の多寡を客観的に確認することである。その経年変化を確認することが少年犯罪を知る第一歩であり、少年犯罪の防止対策の立案にとっても重要な前提的知識と言える。特にここ20年ほどは少年非行の悪化という世論が目立つようであるが、実際のデータから眺めると少年非行の悪化傾向を見てとることはできない。少年非行全体も激減しており、本冊子の主題である少年による万引も大きく減少している。

本章で用いた統計データは警察庁発行の警察白書・統計資料、法務省発行の犯罪白書である。以下で、成人は20歳以上であるが、成人と高齢者（65歳以上）を分ける場合の成人は20-64歳とする。少年は20歳未満であるが、14歳以上で罪を犯して警察に検挙された場合は犯罪少年となる。刑法犯少年は刑法犯で警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年である。触法少年とは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年のことであるが、統計には10-13歳で計上される。認知件数は警察において発生を認知した事件の数、検挙件数は警察において検挙した事件の数、検挙人員は警察において検挙した事件の被疑者の数、補導人員は警察で触法少年、虞犯（ぐはん）少年または不良行為少年として補導した人員であり、補導・検挙人員は警察で補導・検挙した人員である。なお、人口比は統計人口10万人あたりで算出した。

### 1-1. 刑法犯全体

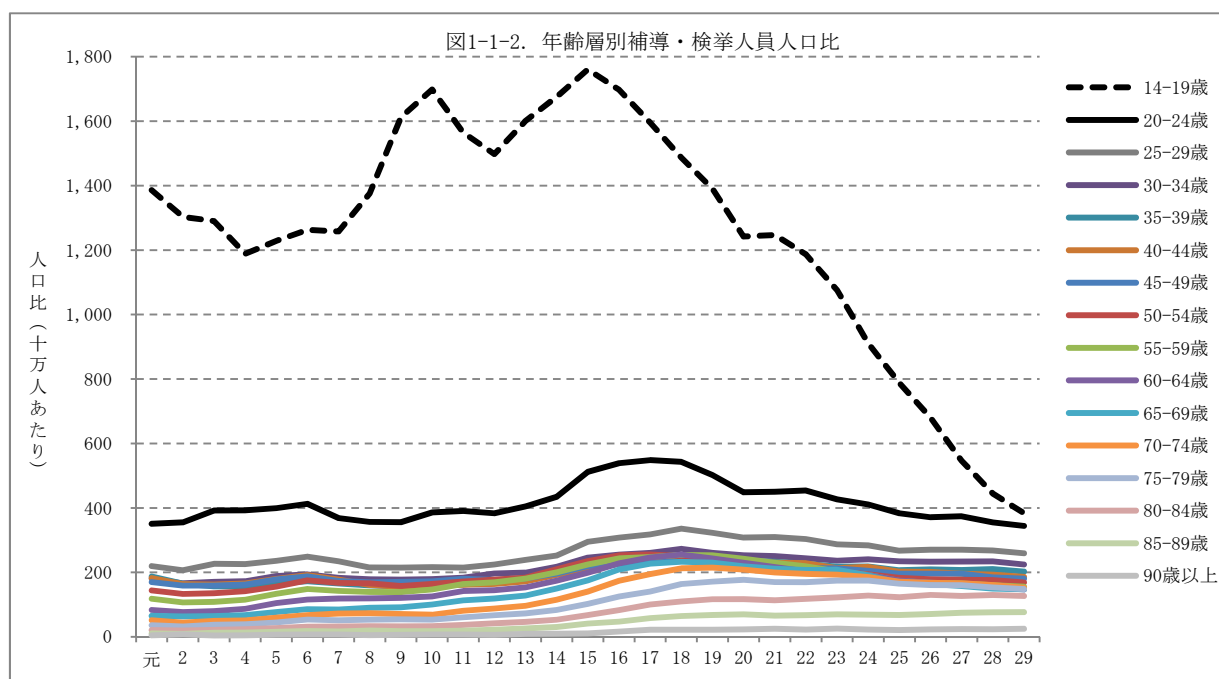
成人と少年の刑法犯の補導・検挙人員と人口比（10万人あたり）は昭和24年以来、次のような推移<sup>3</sup>になっている（図1-1-1）。図の上半分が人員で、単位は右側（万人）、図の下半分が人口比で、単位は左側である。少年の年齢層は10-13歳（触法少年）と14歳-19歳を分けた。



<sup>3</sup>「平成29年中における少年の補導及び保護の概況」警察庁生活安全局少年課 平成30年。

図 1-1-1 上段の補導・検挙人員を眺めると、平成初期に成人の検挙人員が急減した時期には、少年は成人を超えていたが、その後は急激に減少している。下段の人口比を眺めると、成人は昭和の終わりまで漸減して、平成に入ってからはずかな上下変化はあるものの、ほぼ 200 程度で推移しており、定常状態と言えるであろう。一方、触法少年・少年の人口比は昭和 50 年代に大きな山があり、急激に下がった後、平成 8 年頃から再度の上昇があり、平成 15 年にピークとなった後、急激な減少が現在まで続いている。この間、成人はほぼ一定である。

平成 29 年で、触法少年（10-13 歳）の人口比はほぼ成人と同じとなったが、少年（14-19 歳）の人口比はまだ成人の人口比の値まで減少していないように見える。しかし、警察庁の資料<sup>4</sup>には、平成に入ってからのみであるが、14 歳以上の年齢層別（5 歳単位）の刑法犯検挙人員の人口比（十万人あたり）のデータが公表されており、その推移は次の図 1-1-2 のようになる。



この図 1-1-2 の折れ線グラフは上から下へと、少年から高齢者の年齢層順にほぼなっている。この図の最初の年（平成元年）と最後の年（平成 29 年）の 5 歳年齢層別人口比を比較しておこう。

年齢層	14-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳
平成元年	1,386.1	350.9	219.6	180.7	187.3	182.4	170.1	144.0
平成 29 年	383.5	344.2	259.2	224.8	202.5	186.5	180.6	169.0

年齢層	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85-89 歳	90 歳以上
平成元年	118.5	83.6	65.3	52.0	35.8	21.2	10.8	4.8
平成 29 年	155.6	146.9	147.4	152.8	148.1	126.6	76.7	24.8

<sup>4</sup> 「平成 29 年の刑法犯に関する統計資料」警察庁 平成 30 年。

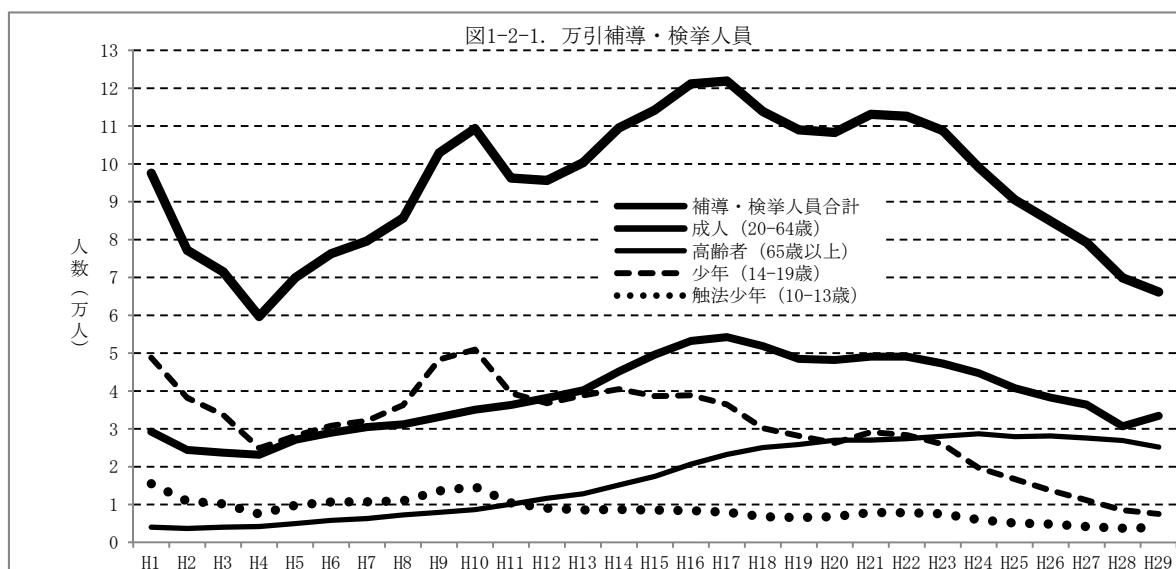
この表で人口比は少年が大幅に減少、50歳以上の成人（特に高齢者）が大幅に増加しているが、ここで注目したいのは、少年と成人の差である。犯罪白書（平成29年版）の記述には平成28年の警察庁データに基づいて「(少年の人口比は)成人の人口比と比較すると、依然として約1.9倍と高い」とある。これを翌年（平成29年）の警察庁データと比較すれば、成人全体（20歳以上）の刑法犯人口比（十万人あたり）は180であり、少年（14-19歳）は383.5であるから、少年は成人の2倍以上となり、前年の平成28年より少年が多くなっている。

しかし、上の図のように5歳年齢層で比較すれば、平成29年の20-24歳の刑法犯人口比は344.2であって、少年の383.5にかなり近い。しかも、20-24歳は平成元年（350.9）から平成29年（344.2）に至るまでほとんど変化がない。平成29年の25-29歳が259.2であることから、少年（14-19歳）と20-24歳の差は、20-24歳と25-29歳の差よりも小さくなっている。このことから、刑法犯全体に関しては、かつては少年と20代前半の成人との間に大きな違いがあったが、最近は違いがほとんどなくなっている。かつては、子どもはいろいろな悪さをしながらも善良な大人に育っていきとよく言われていたが、最近は（統計上からは）子どもの段階から大人の「善良さ」を身につけているのかもしれない。

### 1-2. 万引犯罪の特徴

刑法犯のうち、窃盗犯の占める割合は少年・成人ともに最も大きい。平成28年において、刑法犯のうちで窃盗は成人で50%、少年で59.7%であった。万引は非侵入窃盗の一つであり、窃盗犯検挙者の中で過半数を占めている。

検挙率（検挙件数/認知件数）については、窃盗（成人と少年の合計）は平成11年から常に30%を下回る一方、万引の検挙率は70%前後と、かなり高い。これは基本的に、万引犯を店舗が発見・捕捉して警察に通報し、警察が検挙するという犯罪の特徴によると考えられる。平成元年から29年までの万引の補導・検挙人数の推移は次の通り（図1-2-1）である。

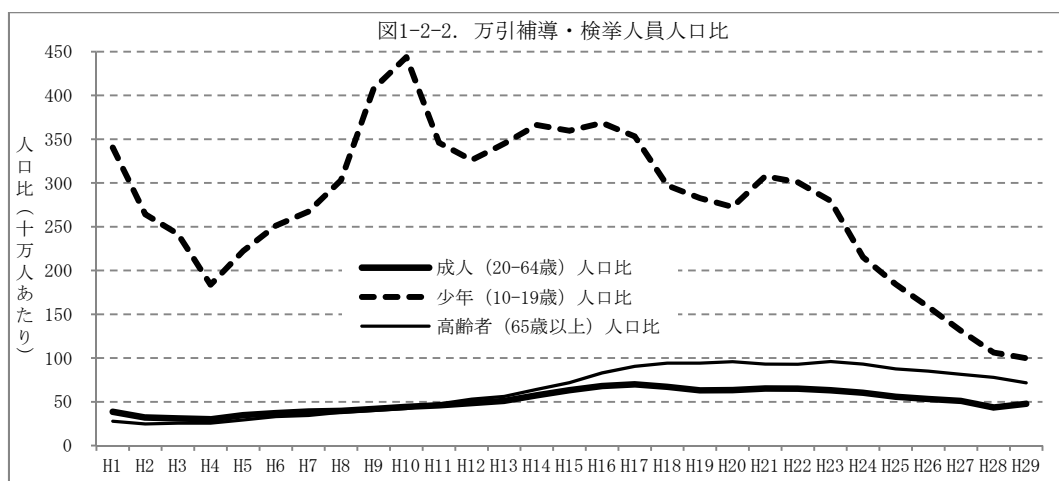


上の図1-2-1で、補導・検挙人員（10歳以上）は少年・成人・高齢者を合計した人数である。万引の件数が多いだけに、グラフの形態的特徴は刑法犯全体（図1-1-1）と似ている。成人が平成29年に少し増加したことを別にすれば、平成22年以降、少年・成人・高齢者いずれもゆるやかな減少を続けている。

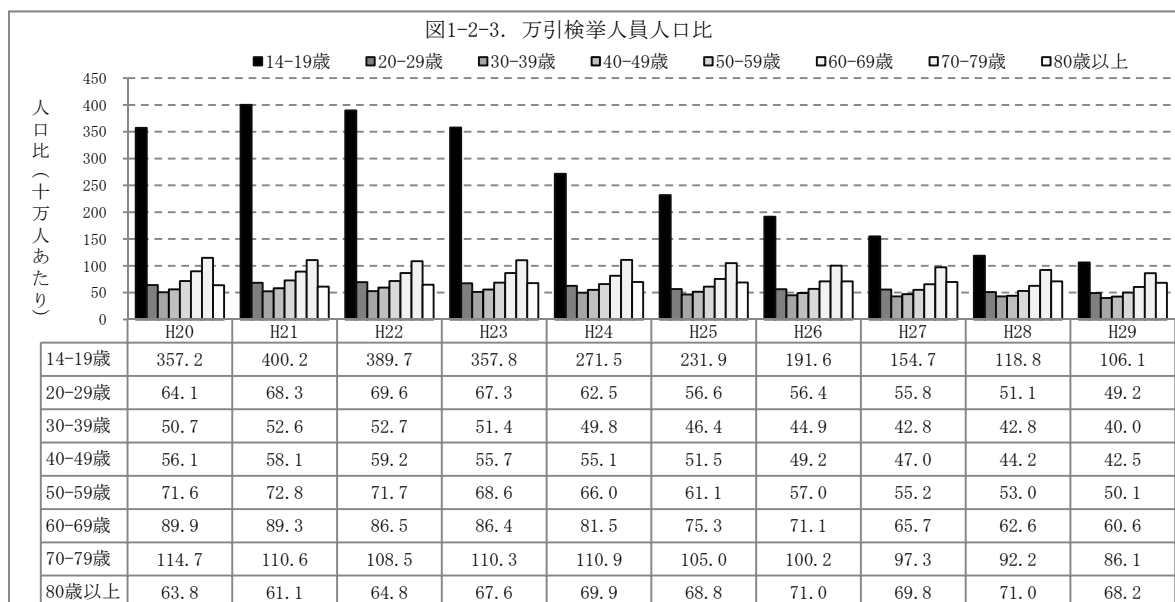


しかし、高齢者の検挙人員は平成 24 年以降、少年よりも多くなっている。

次に、万引の補導・検挙人数の人口比（十万人あたり）の推移（平成 8-28 年）を図 1-2-2 に示した。少年（10-19 歳）の人口比の推移は図 1-1-2 の刑法犯人口比の形状にほぼ対応している。人口比で眺めると、平成 10 年に少年の大幅増加があり、平成 16 年の少年の増加の後、平成 21-22 年に再び少年の増加があったが、平成 24 年以降はすべての年齢層で減少が続いている。成人のみ平成 29 年に増加が見られていることについての理由はわからない。今後のデータを見守る必要があろう。



次の図 1-2-3 に平成 20 年からであるが、警察庁資料<sup>5</sup>に掲載された 10 歳年齢層別の万引検挙人員の人口比分布を示した。

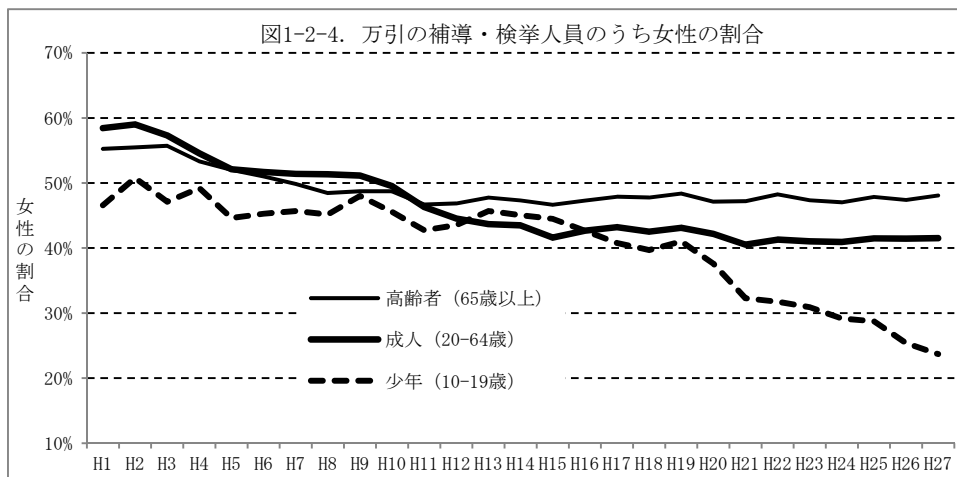


少年が常にもっとも多いが、平成 21 年をピークにして、全年齢層で減少を続けている。特に、平成 24 年からの少年の減少が著しいが、最近は減少が鈍化しているようである。第 2 章の調査概要でも平成 24

<sup>5</sup> 「平成 29 年の刑法犯に関する統計資料」 警察庁 平成 30 年。

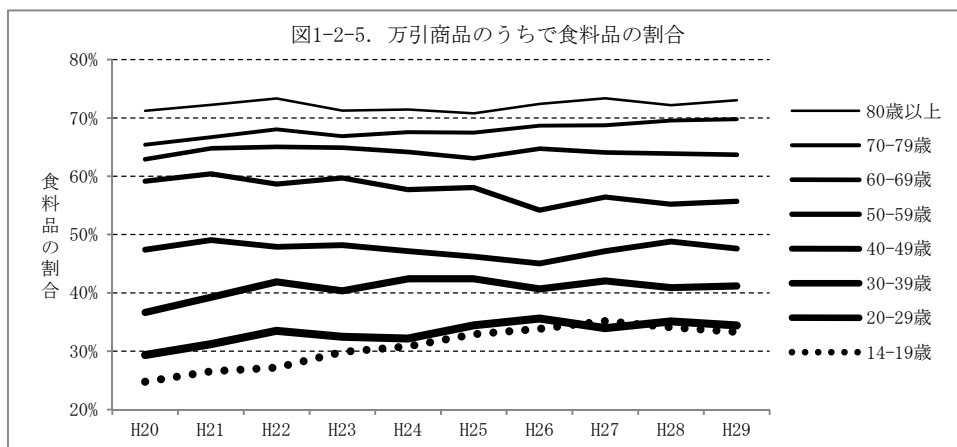
年に起こった同様の变化（規範意識の上昇）を取り上げているので、第2章2-3-1節を参照されたい。

万引はすべての犯罪のうちで女性の割合がもっとも高い。万引で補導・検挙された人員のうち、女性の割合を図1-2-4（平成27年まで）に示す。



平成7年頃までは、女性の割合が成人・高齢者で50%を超えていたが、成人は徐々に下がって40%程度になっている。少年女子は平成15年頃までは45%程度で推移していたが、その後は急速に減少して20%程度になってきている。

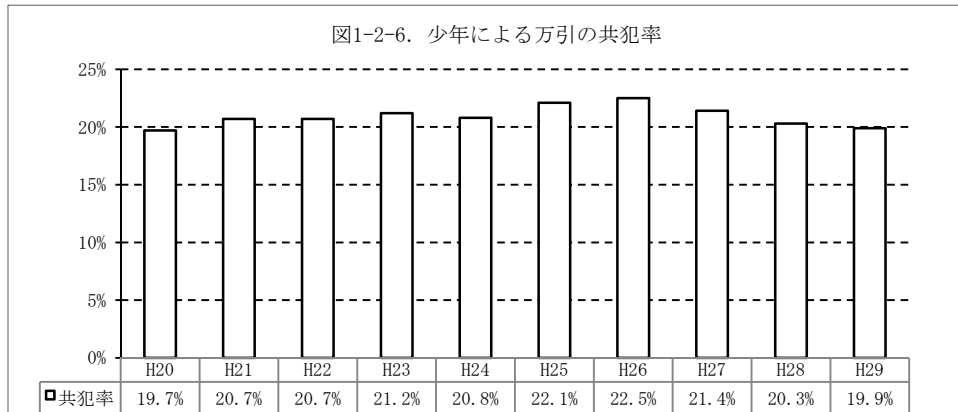
次の図1-2-5に示したように、万引された商品はすべての年齢層で食料品がもっとも多く、特に高年齢で多くなる<sup>6</sup>。少年や30代までの成人は食料品が少なかったが、最近は少し増えているようである。



少年同士による万引の共犯率<sup>7</sup>を図1-2-6に示したが、20%くらいである。成人の万引共犯率のデータは入手できなかったが、窃盗犯全体では10%程度なので、少年の万引共犯率はかなり高いと言える。

<sup>6</sup> 「平成29年の刑法犯に関する統計資料」 警察庁 平成30年。

<sup>7</sup> 「平成29年中における少年の補導及び保護の概況」 警察庁生活安全局少年課 平成30年。



### 1-3. 初発型非行

万引はオートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領を合わせて、初発型非行（4 罪種）と呼ばれている。初発という用語は元来、初めての生起に使われものであるから、非行の枠組みで考えれば、「初発非行」や「非行の初発」は当該少年による初めての「補導・検挙された非行」を意味する。一方、初発型非行という用語は警察庁による造語であり、初発非行の内容を罪種で分類したときに、初発非行で頻発する非行の 4 罪種を示したものである。

鈴木（1990）<sup>8</sup>によるまとめでは、初発型非行は遊び型非行と呼ばれていた時期がある。警察庁は昭和 46 年以降、次のように非行を分類していた。

非行の多様化の中で少年の非行を大別すると 2 つのタイプに分けることができる。その一つは、低年齢層の窃盗、粗暴犯の増加、家出少年の増加およびシンナー等薬物少年の増大あるいは盛り場へ蟻集する不良行為少年の増大の傾向等から導き出される「遊び型」の非行であり、もう一つは主として年長少年の再非行者による犯行のエスカレート、盛り場を根城とする犯罪集団や暴力団員等と結びついたグループによる攻撃的犯行、自動車を利用した広域にわたる機動的、専門的な犯行等からとらえられる「学習型」の非行である。遊び型の非行は 70 年代における少年非行の量を左右すると思われ、またこのタイプが非行少年としてのラベルをつけられることによって早い速度で学習型に転じていく可能性が大きいことに注意を要する点があろう。

警察庁は昭和 57 年（1982 年）の警察白書<sup>9</sup>において、非行の主たる類型の一つとして、万引、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領を「初発型非行」と呼び表した。以下は警察白書の記述である。

現在の少年非行の典型としては、暴力型、初発型、好奇心型の 3 つがある。暴力型非行とは、暴走族、校内暴力、家庭内暴力、少年による通り魔事件等にみられるように、何らかの精神的抑圧を直接、間接の原因とし、他人に対する暴力の行使を特徴的形態とする非行である。

初発型非行とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領にみられるように、犯行の手段が容易で、動機が単純であることを特徴とする非行であるが、最近著しく増加しているばかりでなく、他の様々な本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行である。

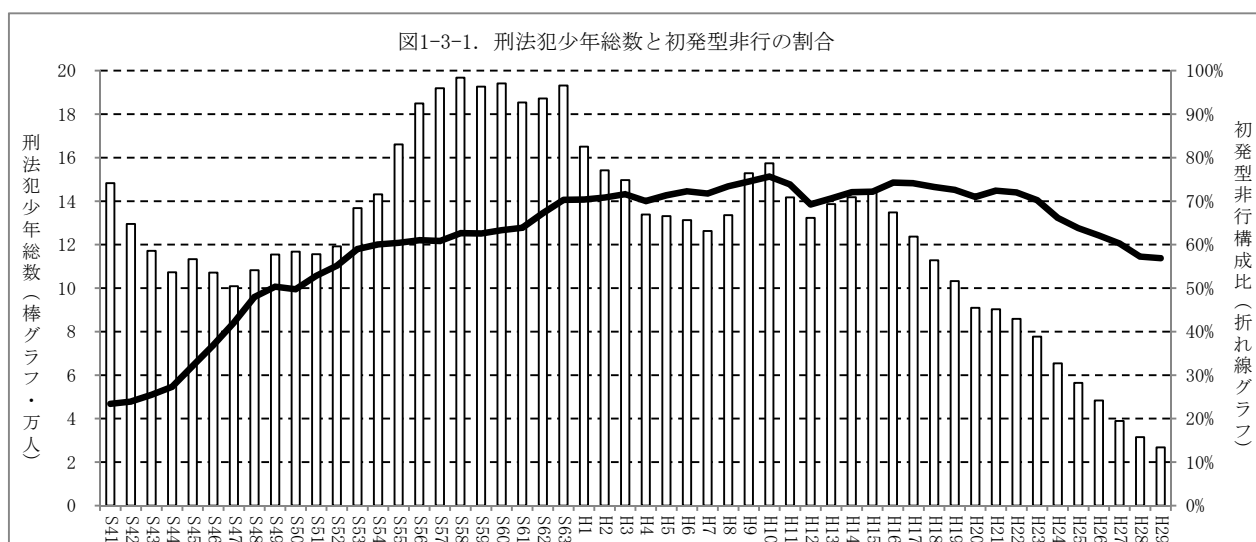
<sup>8</sup> 鈴木真悟「初発型非行の特徴と警察の対応」犯罪社会学研究 15, 50-65, 1990.

<sup>9</sup> 「警察白書」警察庁 昭和 57 年.

好奇心型非行とは、女子の性非行やシンナー、覚せい剤等の薬物乱用にみられるように、一時的快楽を求めて、あるいは好奇心から行われる非行である。動機が単純であることは初発型と共通するが、この形態にあつては、他人に対する侵害よりもこうした非行により少年自身の心身が荒廃することが問題である。

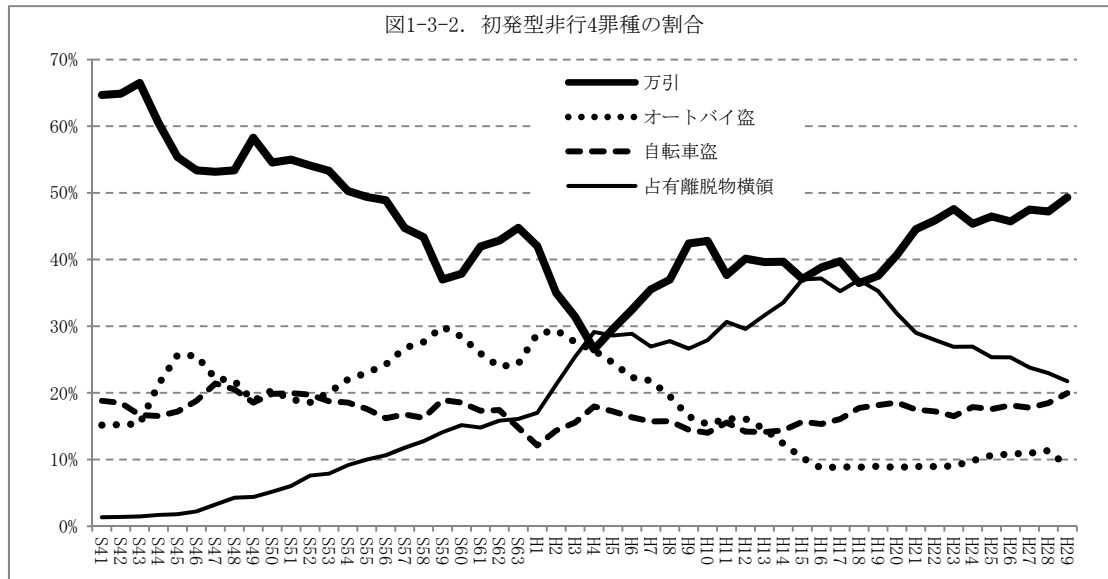
この3類型は、現れる形態としては非常に異なるが、いずれも、規範意識と自立的判断力が低下した少年が、不良交友関係や有害環境に接する過程で非行に走っている点では共通するものがある。

次の図1-3-1に示したように、刑法犯少年総数（棒グラフ）は激減しているが、初発型非行4罪種で検挙された割合（折れ線グラフ）は、昭和50年頃から相当の割合（60%以上）を占めてきた。最近では減少しつつあるようだが、それでも50%を超えており、相変わらず初発型非行という分類が非行の中で大半を占めている状況は変わらない。



次の図1-3-2は初発型非行の中でそれぞれの罪種が占める割合である<sup>10</sup>。万引の割合が昭和時代に減少してきたが、平成に入って再度上昇しており、最近では50%近くになっている。これは万引対策が少年非行における重要性を高めていることを示している。

<sup>10</sup> 「平成29年の刑法犯に関する統計資料」 警察庁 平成30年。



これらの資料から、初発型非行は刑法犯少年総数が減ってもあまり関係なく、一定の割合で補導・検挙されており、その中でも万引が主たる罪種となっている。

一方、上記の警察白書（昭和 57 年）では「初発型非行は、規範意識の乏しい少年によって単純な動機から容易に行われるばかりでなく、集団化、常習化しやすく、他の様々な本格的な非行へ深化していく危険性が高いため、その発生を抑止していくことが緊急の課題となっている。」という記述がある。これはその後も警察白書、犯罪白書などで繰り返され、「初発型非行が非行悪化の始まり」という言説が定番となっている。

しかしながら、非行悪化を示すデータは見つからない。初発型非行が悪化していくのであれば、初犯が万引などの初発型非行で補導・検挙された少年が、その後の再犯・累犯で強盗、放火、殺人などの凶悪犯として検挙されているように思われるが、そのような疫学的調査（非行少年の経年悪化率など）はなされていない。

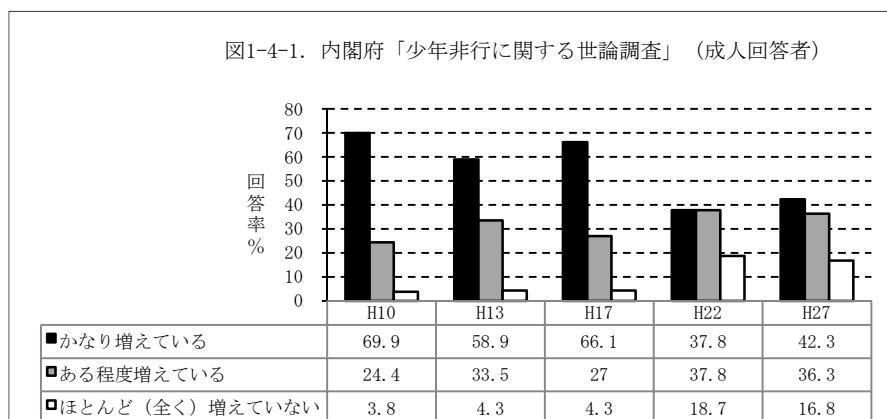
実際に初発型非行が非行悪化の始まりであった時代（戦後から昭和の終わり頃まで）があったのかもしれないが、それは当時に暴力団や暴走族などが多かったことが関係しているかもしれない。その意味では、暴力団や最近の「半グレ集団」などに対する取り締まりを強化することは間接的に非行が悪化することに対する抑止効果を持っているのであろう。

いずれにせよ、万引などの窃盗では累犯者が多いが、ほとんどは同じ罪種である。むしろ、初発型非行は最初の補導ないしは検挙の段階で、その後の再犯・再々犯を防ぐ配慮が、特に少年にはもっとも求められていると言えよう。

#### 1-4. 非行悪化と規範意識低下の世論

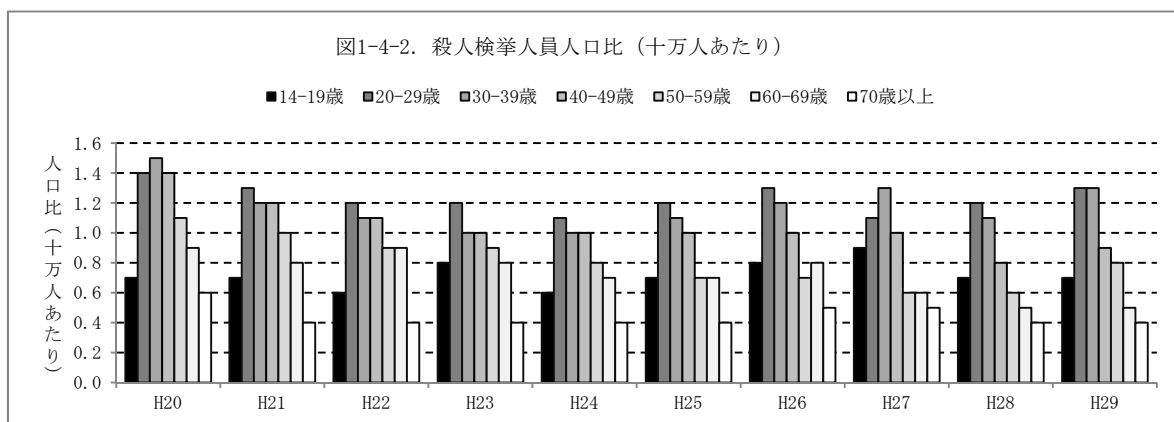
前節で初発型非行が非行悪化の始まりという言説について根拠データが明確ではないと指摘した。同様の言説として、平成 10 年以降の警察白書や調査などで「少年の規範意識の低下と非行の悪化が言われている」という記述がよく見受けられる。確かに、平成 9 年から 17 年は少年犯罪のピークがあった時期である。しかしその後、これまで見てきたように、少年による犯罪は件数も人口比も大幅な低下を続けている。

平成 20 年以降においても少年非行が悪化しているという言説が用いられる背景には、内閣府（平成 12 年までは総理府青少年局）が実施してきた「少年の非行問題に対する意識調査」の結果があるように思われる。内閣府は昭和 58 年（1983 年）以来、5 年に 1 回程度のペースで少年非行に関する世論調査を実施している。昭和 58 年の調査では、「あなたの住んでいる地域では、最近、少年非行は増えていると思いますか、減っていると思いますか、それとも変わらないと思いますか。」という地域限定的ではあるが、非行の増減についての質問が含まれている。成人の回答は、28.7%が増えている、40.8%が変わらない、4.7%が減っている、25.7%がわからない、となっており、特に増えているという回答ではない。同様の質問は平成 10 年（1998 年）の調査で再開されているが、内容は「最近、青少年による非行等が問題となっていますが、あなたは、実感として、こうした青少年による重大な事件などが以前に比べ増えていると思いますか。それともそうは思いませんか。」と変更された。これは平成 9 年に起こった神戸連続児童殺傷事件の直後である。平成 10 年以降の回答を整理して図示した。回答者はすべて成人である。

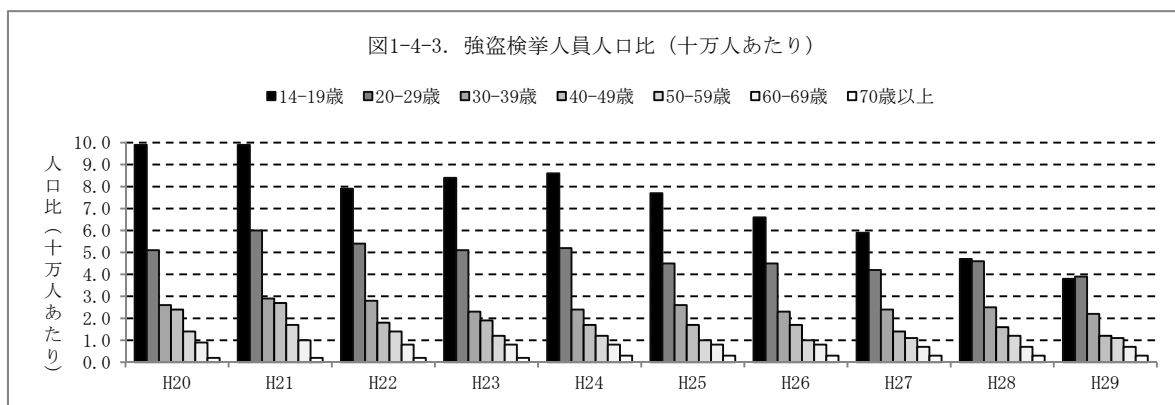


「かなり増えている」という回答は平成 22 年から減少したものの、「ある程度増えている」を合わせると、平成 27 年でも、78.6%が少年犯罪は悪化していると見ている。

少年による凶悪犯罪は成人と比べて特に高いわけではない。最近 10 年の殺人と強盗についての年齢層別人口比を眺めてみよう<sup>11</sup>。



<sup>11</sup> 「平成 29 年の刑法犯に関する統計資料（警察庁、2018）」掲載のデータによる。



殺人（図 1-4-2）は 10 年間で時として多い年（平成 23、26、27 年）はあるが、増加・減少の傾向はなく、少年は常に 50 歳未満の成人よりも少ない。強盗（図 1-4-3）については少年が多かったと言えるが、この 10 年で半減し、平成 29 年では 20-29 歳よりも少なくなった。なお、万引事案でも店員の制止に抵抗して逃走を図ると、窃盗ではなく強盗になる。

少年非行の悪化という世論は、時として起こる少年による残虐な殺人事件などに対するマスコミの過激な報道（少年法に反する実名報道も見受けられる）が影響して、実態に即することのない少年犯罪悪化の「神話」となったのであろう。

規範意識の低下もしくは変化という点については、高橋（2003）<sup>12</sup>ならびに藤澤（2009）<sup>13</sup>は 2002 年（平成 14 年）の山口県の調査<sup>14</sup>を整理して、1992 年（平成 4 年）から 2001 年（平成 13 年）までの少年の規範意識調査結果にほとんど変化がないこと、変化の見られた項目においては、想定されるのとは逆に、10 年間の間に規範への逸脱に対しては厳しい否定的な評価が行われる傾向（規範意識の上昇）が示されたことを報告している。たとえば、万引に対する中学 2 年生の否定意見は 1997 年の 64.9%から 2001 年には 72.5%に上昇しているのである。

その後の規範意識の変化を眺める調査データは見つからない。経年変化を眺めるためには、判断対象となる事象（万引のような犯罪なのか、学校や家庭のルールなのか、など）、回答者の階層（年齢・男女比など）、さらには回答者の生活する地域など、さまざまな属性が一致した調査を継続しなければならない。このような経年変化を捉える全国レベルの調査として、第 2 章で紹介する本機構の調査が位置づけられている。

### 1-5. 万引犯罪抑止の方策

平成 18 年に刑法が改正され、窃盗罪を犯した者は、刑法 235 条により、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金刑が加えられ、それなりの窃盗犯罪に対する抑止効果が出るであろうとされた。しかし、警察における処分の割合の変化のみならず、抑止効果としての実態も明らかではない。

さらに平成 22 年 4 月、警察庁は犯罪の起きにくい社会を作るために、万引については、店舗が被害に

<sup>12</sup> 高橋征仁「コールバーグ理論と道徳意識研究－規範意識における相対化と逸脱行動」 社会学研究 74, 27-58, 2003.

<sup>13</sup> 藤澤 文「規範意識はなぜ変容するのか? : 社会システムの変遷と個体内における変動」 国立国会図書館調査及び立法考査局「青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書」2009 年に収録.

<sup>14</sup> 「青少年の規範意識に関する調査：結果報告書」山口県 2002.

あった時は全て警察に通報し、警察も厳しく取り締まるよう長官通達を全国警察本部に出した。さらに同年 5 月、全国警察本部長会議において万引事案の警察への通報ルールの簡略化についての報告がなされ、10 月 1 日から全国で万引事案の「全件通報」が実施に移された。

しかしながら、平成 22 年 10 月以降に万引の認知件数が増加することはなく、平成 26 年の犯罪白書には次のように記載されている。

万引きの場合には犯行現場の目撃がなければ検挙することは難しいとも言われており、万引き被害の実態には相当の暗数があるものと推察される。捜査書類の合理化等によって被害関係者の負担軽減に向けた措置が講じられてきたところではあるが、万引き被害の届出に関しては、時間的な負担等を考慮する余り警察への届出をためらう被害関係者が依然として少なくないとの指摘もあり、万引き事犯の動向については、なお予断を許さない状況にある。

これは全件通報制度が功を奏していない表れでもあろう。本機構が実施している「全国小売業万引被害実態調査報告書」（平成 30 年の第 12 回から「全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査」）では、全件通報制度が始まって以来、万引犯罪を発見した後の店舗の基本的な処理方針を質問している。その回答で「全件警察に届出する」という回答は例年 50%程度で、平成 30 年の調査では 53.0%（251 社）であった。この低率の背景には、警察における届出処理の時間・労力が多大であることが指摘されている。

以上のように、刑法における罰金刑の導入ならびに万引の全件通報制度はいずれも一般的にはならず、むしろ、他の要因によると思われる少年の万引犯罪の減少、そして高齢者の万引犯罪の増加が続いている。

## 1-6. 万引の犯罪統計について

本章で取り上げた犯罪統計は各警察署が取り扱った事件データを警察庁が収集整理して公表したものである。そして、犯罪統計に基づいて、さまざまな犯罪の認知件数ならびに補導・検挙人員の多寡を論ずるのであるが、その多寡の原因については注意しておくべきポイントがある。鮎川（2001）<sup>15</sup>や浜井（2013）<sup>16</sup>が指摘するように、その時代の警察が重点とした対策によって多寡が変動すると考えられることである。ある犯罪の認知件数が急激な増加を示すことは、必ずしもその犯罪が多く実行されたとは限らず、警察が重点的に摘発の対象としたことによると解釈すべき場合があるという指摘であって、その意味では、犯罪統計データの背景にある警察活動のあり方を理解しておく必要がある。

すべての犯罪統計の背景にある警察活動のあり方を理解するのはむずかしいが、万引に関してはかなり明確と言える。たとえば、持ち主不明の自転車に乗るという占有離脱物横領は万引と同じ窃盗であるが、これは警察官の職務質問でほとんどが発見されて、警察活動の影響が犯罪統計データにそのまま現れる。一方、万引を警察官が現場で発見することはほとんどなく、ほとんどが被害者（店舗）による届け出（多くは犯人捕捉を含む）であり、それを警察が事件として認知することによって犯罪統計データに現れてくるのである。

万引の統計データが警察活動によって左右される要素はあまりないということは、店舗が届け出をし

<sup>15</sup> 鮎川 潤「少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか」 平凡社新書，平凡社，2001.

<sup>16</sup> 浜井浩一「なぜ犯罪は減少しているのか」 犯罪社会学研究 38, 53-77, 2013.



ない限り万引の認知件数は増加しないということでもある。全件通報制度の重要性はここにもあるが、警察での届出処理に費やす時間と労力のために届け出をためらう店舗の現実もある。

## 第2章 調査結果の概要

平成17年（2005年）6月に設立された特定非営利活動法人「全国万引犯罪防止機構」（以下、機構と呼ぶ）は初年度の重点事業として、わが国における青少年の万引犯罪に関する意識調査と、被害者側である小売業・サービス業における被害実態の調査に乗り出した。

青少年の万引犯罪に関する意識調査については、東京都青少年育成総合対策推進本部が平成16年と17年に都内の中学・高校生を対象にした「万引に関する青少年意識調査」を実施している。機構としては、この調査質問紙を利用し、警察庁生活安全局少年課と文部科学省初等中等教育局児童生徒課の協力を得て、平成17年12月から翌年3月にかけて全国レベルの調査を実施し、平成18年（2006年）6月に第1回「万引に関する全国青少年意識調査報告書」（以下、本調査と呼ぶ）を発行した。

平成17年頃は、前章で眺めた少年の万引事案がまだかなりの件数になっていた時期であり、機構に参加した全国の小売業・サービス業関係者には緊急の関心事であった。しかも、一般には万引が犯罪（窃盗）であるという認識が十分とは言えなかったため、少年の意識調査を通じて、店舗、保護者、学校、警察の対応なども少年たちに知ってもらいたいという願いを含めた質問と回答選択肢による調査が始まった。この時期の各質問を通底する本機構のメッセージは、「はじめに」で述べたように、「万引は犯罪です」である。

その後、第5回以降、分析担当者が交代するとともに、質問紙の見直しを進め、調査分析の焦点を少年の規範意識の育成・強化に関連する諸要因（生活満足度や社会的絆）に向けるようになった。その結果として、少年が万引などの犯罪行為に進まない方策を考えるために、家庭、店舗、学校、地域社会などで検討することが可能になったと言える。しかし、本機構のメッセージ「万引は犯罪です」に直接的に関わる質問に変更はない。

なお、質問紙の項目変更については本冊子の最後に「資料（質問紙の項目改訂の推移）」を掲載した。

### 2-1. 調査対象者

調査対象者は一般の小学生（5年生）、中学生（2年生）、高校生（2年生）であった。犯罪少年の観点から言えば、小学5年生（10～11歳）は「触法少年」、中学2年生（13～14歳）は「触法少年」と「少年」、高校2年生（16～17歳）は「少年」に対応する年齢である。

平成18年から平成28年までの11回の調査の回答者は次の通りである。

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
回収 校数	小学校	46	44	41	45	42	43	42	41	41	42	41
	中学校	44	43	44	42	42	43	44	41	45	42	43
	高等学校	41	45	47	41	42	43	45	47	44	44	43
回収 人数	小学生	2,641	2,501	2,692	2,572	2,345	2,499	2,502	2,334	2,238	2,308	2,245
	中学生	4,502	4,318	4,434	4,332	4,365	4,387	4,597	4,218	4,787	4,371	4,394
	高校生	4,290	4,518	4,995	4,279	4,386	4,272	4,692	4,971	4,845	4,646	4,558
	合計人数	11,433	11,337	12,121	11,183	11,096	11,158	11,791	11,523	11,870	11,325	11,197

各都道府県で小中高それぞれ1校（計47校）に依頼し、1校あたり数クラスが選ばれている。11回の調査で小学生は延べ26,877人、中学生は48,705人、高校生は50,452人、全体で126,034人の協力を得たことになる。

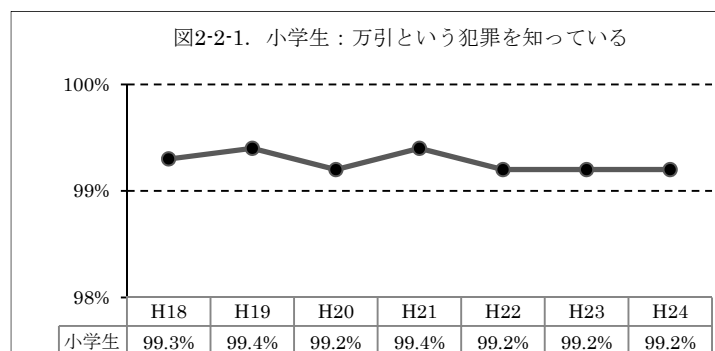
意識調査の第一義の目的ではないが、質問紙への回答に協力した生徒には万引の犯罪性をチェックする機会となった。警察主導の非行防止活動に比較して調査対象者数は限定されるが、本調査は全国各地の児童生徒に万引等の非行と自分自身について反省するよい機会を提供してきたと言えよう。

## 2-2. 万引についての知識

ここでは、調査項目のうち、回答者である少年たちが万引について知っていることを問うた質問項目の回答結果を取り上げる。

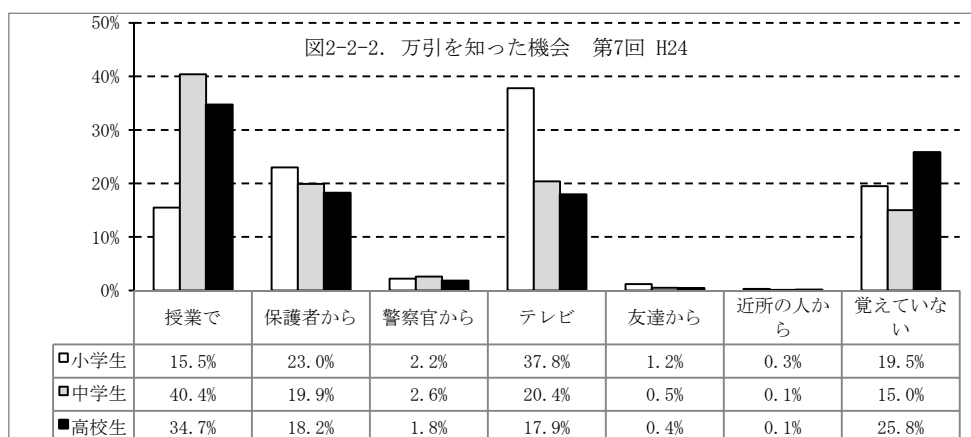
### 2-2-1. 小学生の段階で理解している

小学生に対して、平成18年から24年まで、「万引」という犯罪を知っているかを聞いている。その結果、小学生にも十分に知られていることがわかった。性差を見ると、平成24年のデータで女子（99.3%）と男子（99.2%）の間には差がない。この傾向は6年間の調査でほとんど変化がないため、平成25年から質問を廃止した。



### 2-2-2. 万引という犯罪を知った機会

平成18年から24年まで、万引きを知っているかの質問と併せて、万引という犯罪を最初にどこで（誰から）知ったかを聞いている。この質問は7年にわたって、回答選択肢を何回か変更しながら、犯罪についての知識獲得の機会を調べた。7回の調査でほぼ同じ分布となっていることから、平成24年（第7回）の結果を示した。

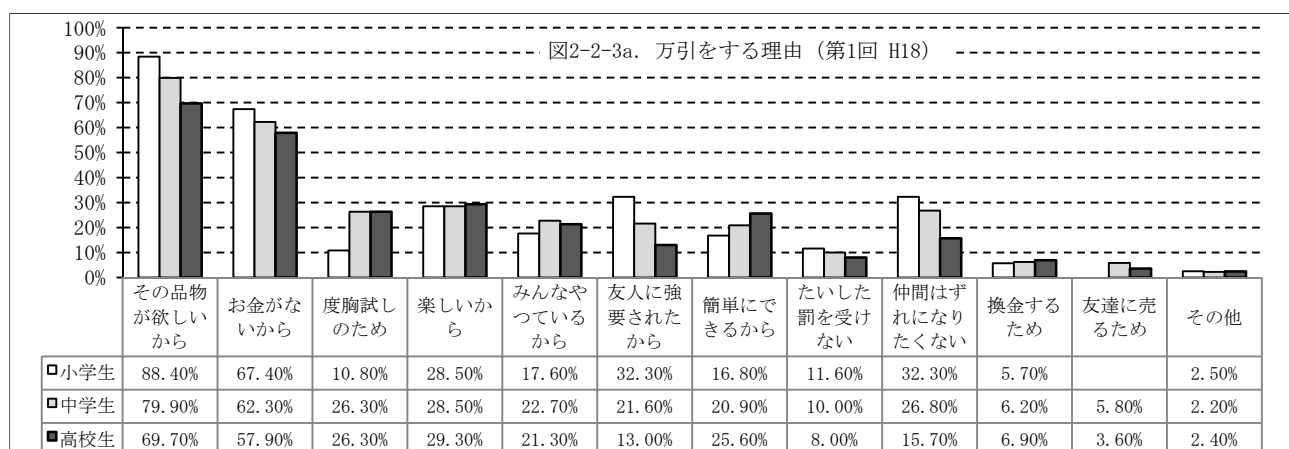


この質問で小学生は「テレビ」がもっとも多く、中高生は「学校の授業で」が多い。逆に、「テレビ」と答えた者の割合が中高生で大幅に減少している。これは万引に関する教育が小学校終了前頃に行われているからであろう。また、「保護者から」の割合は小中高で徐々に下がり、中高生の場合、「テレビで」と「保護者から」の割合がほぼ同じ程度である。

また、「誰から教えられたかはおぼえていない」と答えた者の割合が、小 19.5%、中 15.0%であるのに対して、高 25.8%と高い。これは、万引が誰でも知っている概念であり、そういう概念の習得では、いっどこで教わったかは忘れていくものであると考えられる。なお、「警察官から」は小中高を通じて 2%程度の数値である。万引が犯罪であることを教える立場としての警察官という機会は一貫して低いと言えよう。警察主導のセーフティ教室等では、本調査の調査結果を十分に踏まえて、また後述のように、地域の特質を十分に踏まえて、授業の主題や力点の選択が望まれる。

### 2-2-3. 万引をする理由の推測

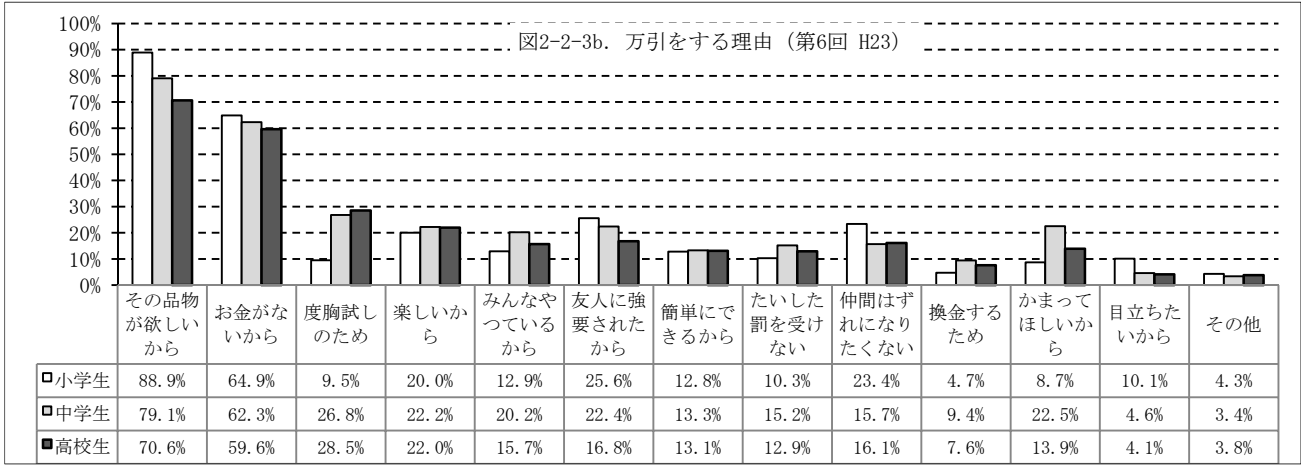
同世代の少年が万引犯罪をしてしまう理由について推測した結果をいくつか示す。図 2-2-3a は第 1 回の調査結果である。



「その品物が欲しい」がもっとも多く、続く「お金がない」も小学生から中高生に学年が上がるにつれて少なくなる。同じ傾向は「友人に強要された」、「仲間はずれになりたくない」にもあらわれている。

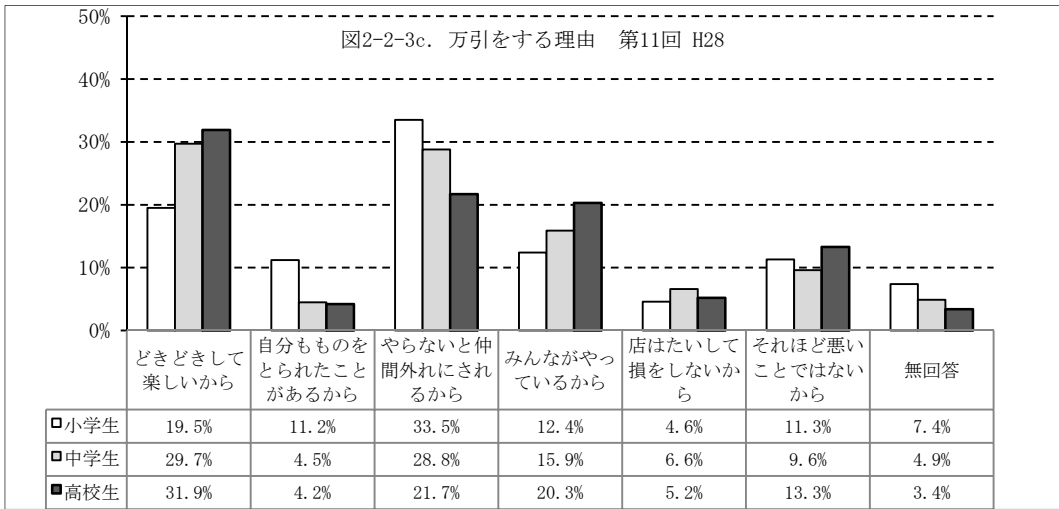
逆の傾向は「簡単にできる」、少ないながらも「換金するため」などがある。これらの傾向は年齢が上がるにつれて、社会的な学習が進んでいるためと言えよう。

次は第6回の結果である。この回では「かまってほしいから」と「目立ちたいから」を加えた。



基本的な傾向は第1回と変わらないが、「かまってほしいから」は特に中学生で高い。上位の「その品物が欲しいから」、「お金がないから」は学年が上がるにしたがって減少している傾向は変化していない。

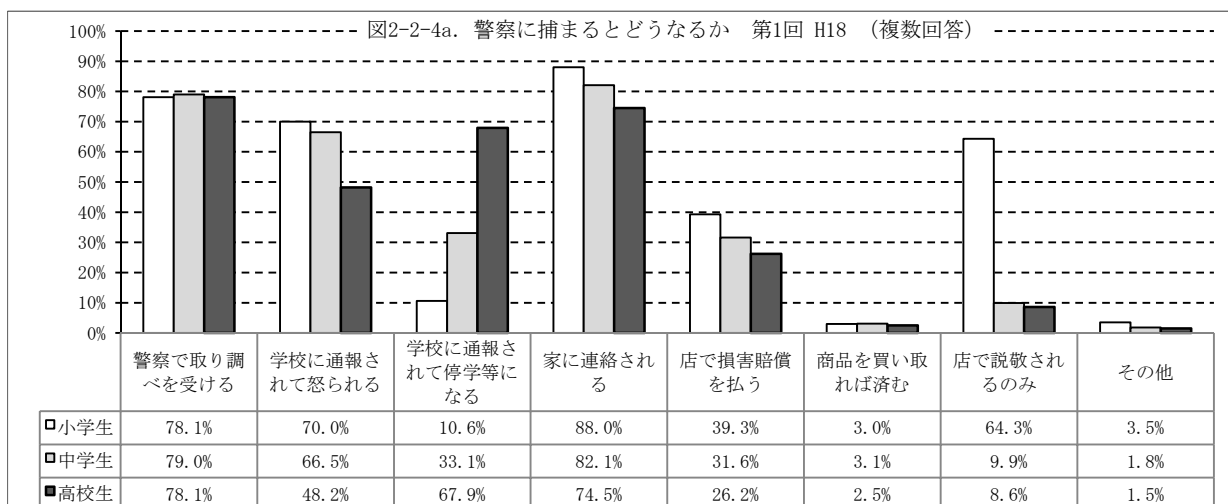
第8回調査（平成25年）から、常に上位となっていた3項目以外の理由を詳しく調べるために、上位3項目を外した回答項目を設定した。次の図は第11回（平成28年）の結果であるが、この傾向は第8回からほとんど変化はない。なお、第7回からすべての質問の回答を択一式に変更している。



「どきどきして楽しいから」と「みんながやっているから」は学年が上がるにつれて上昇し、逆に「やらないと仲間外れにされるから」が減少している。

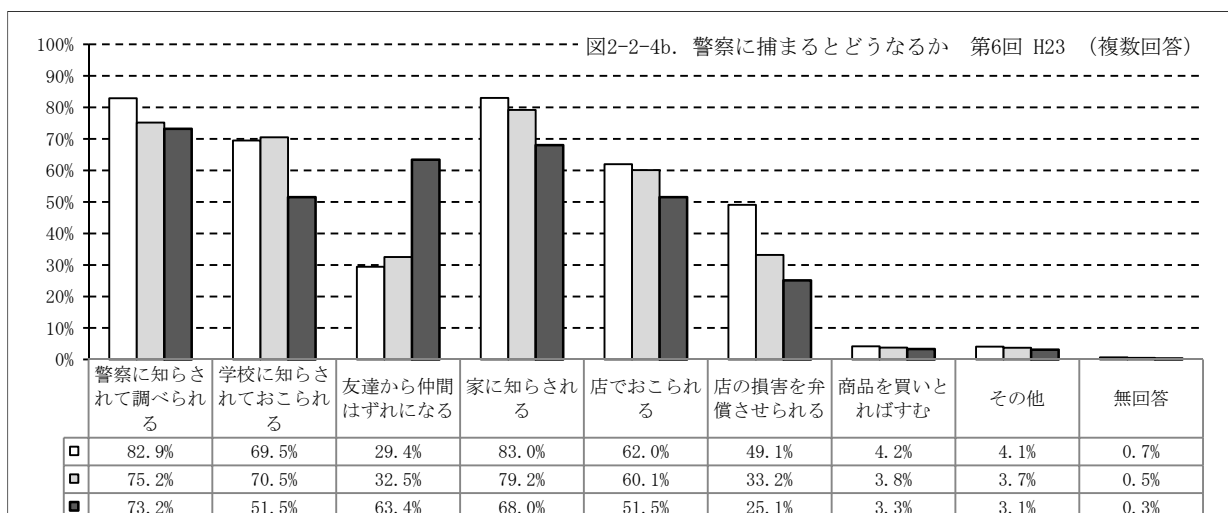
2-2-4. 万引で警察に捕まるとどうなるか

万引をして警察に捕まるとどうなるかの知識を質問した。第1回から第5回まで、複数回答であり、回答パターンはほぼ同じであった。第1回の結果を示す。

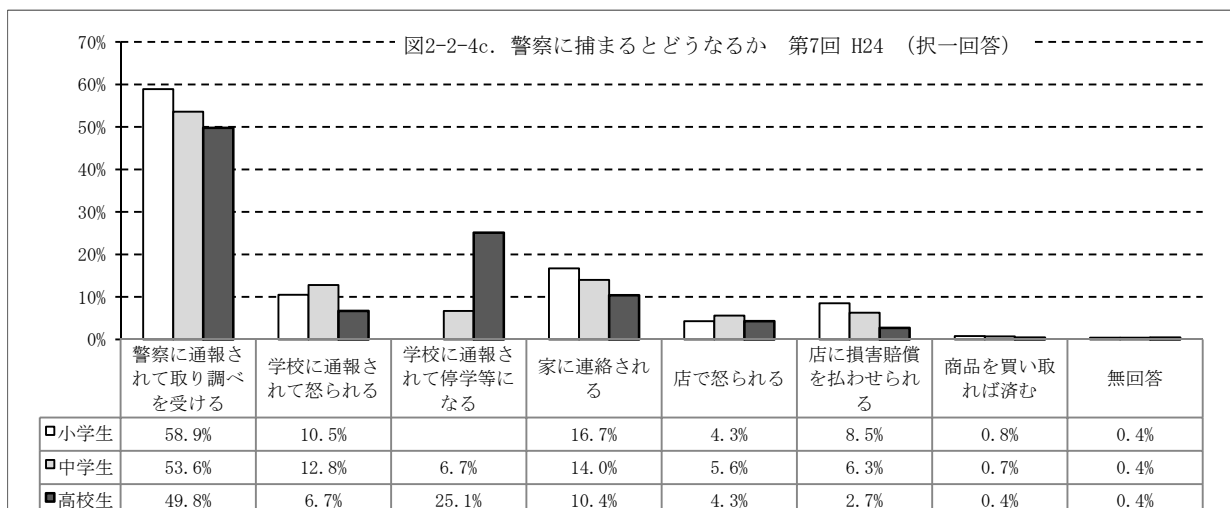


多いのは「家に連絡される」、「警察で取り調べを受ける」、「学校に通報されて怒られる」であるが、家や学校に連絡されることと、「店で損害賠償を払う」は学年が上がるにつれて少なくなる。逆に、「学校に通報されて停学等になる」は学年が上がるにつれて多くなる。特徴的なのは、「警察で取り調べを受ける」は学年を通じてほとんど変化がなく、「店で説教されるのみ」は小学生だけで多いことである。

次の図 2-2-4b は第 6 回の回答分布である。回答選択肢を少し変更しているが、回答分布は第 1 回と大きな変化はないが、この回で挿入した選択項目「仲間はずれになる」が高校生で高いのが特徴的である。



この質問の最終回（次ページの図 2-2-4c：第 7 回 平成 24 年）では択一式の回答に変更している。



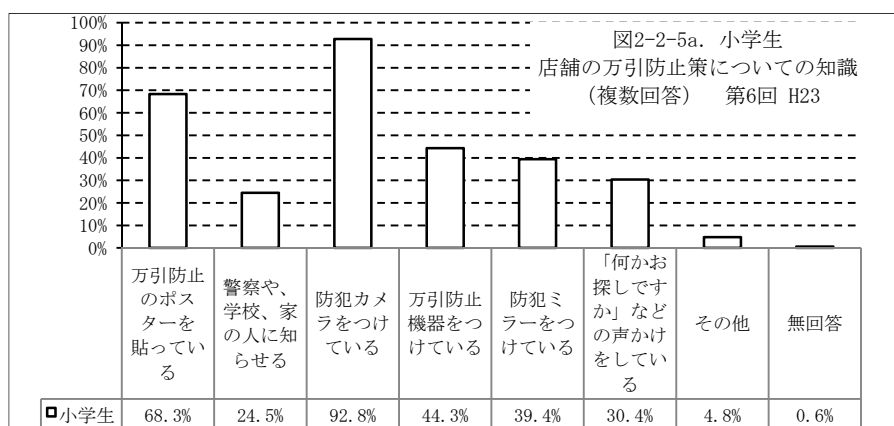
択一式の回答になったため、メインの回答が「警察に通報されて取り調べを受ける」となっていることがわかる。特に高校生では「学校に通報されて停学等になる」が知識として確立されていると言えよう。

これらの結果全体を眺めると、警察への通報・取り調べ、家や学校に連絡されことを十分に理解しているようである。

### 2-2-5. 店舗・警察・学校の万引防止策

第1回から第6回まで、小学生には店舗の、中学生には店舗・警察・学校のおこなっている万引防止策を知っているかを聞いている。6回の調査ではほぼ同じ傾向が見られたので、ここでは平成23年の第6回の回答結果を示しておく。この質問では小学生と中学生で回答項目が異なっているため、それぞれの結果を分けて図示した。いずれも複数回答の結果である。

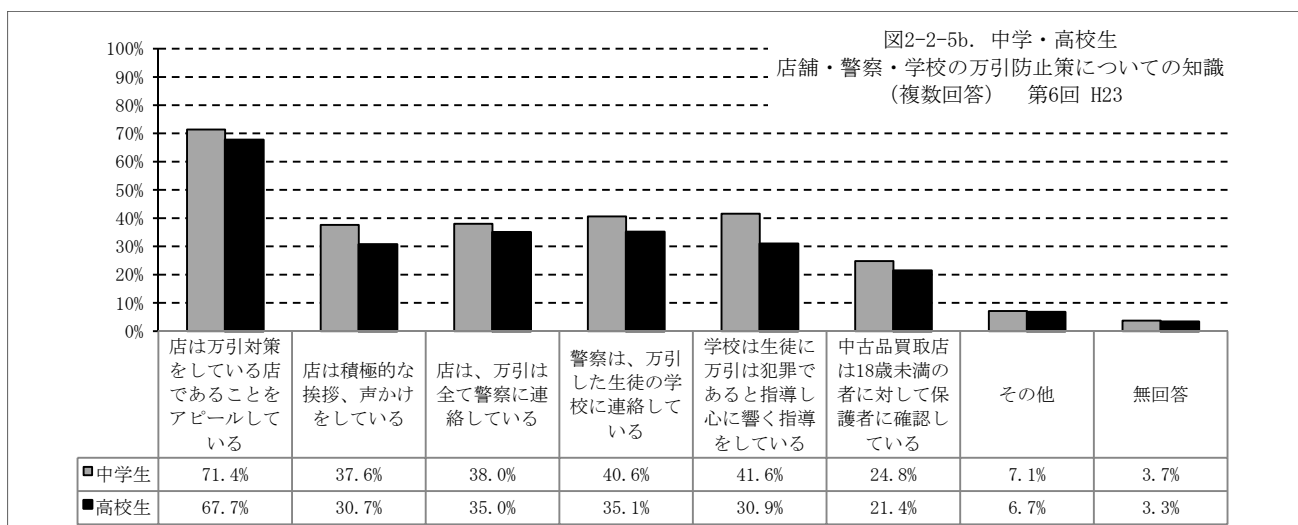
小学生の回答分布を図2-2-5aに示した。



小学生では防犯カメラの設置とポスターについてはよく知られている。防犯カメラの設置状況については、機構が実施した調査<sup>17</sup>によると、平成30年現在で設置しているのは474社中368社(77.6%)となっている。大型店舗が多いせいも、小学生の認知率は高い。

<sup>17</sup> 第12回「全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査分析報告書」 全国万引犯罪防止機構 平成30年。

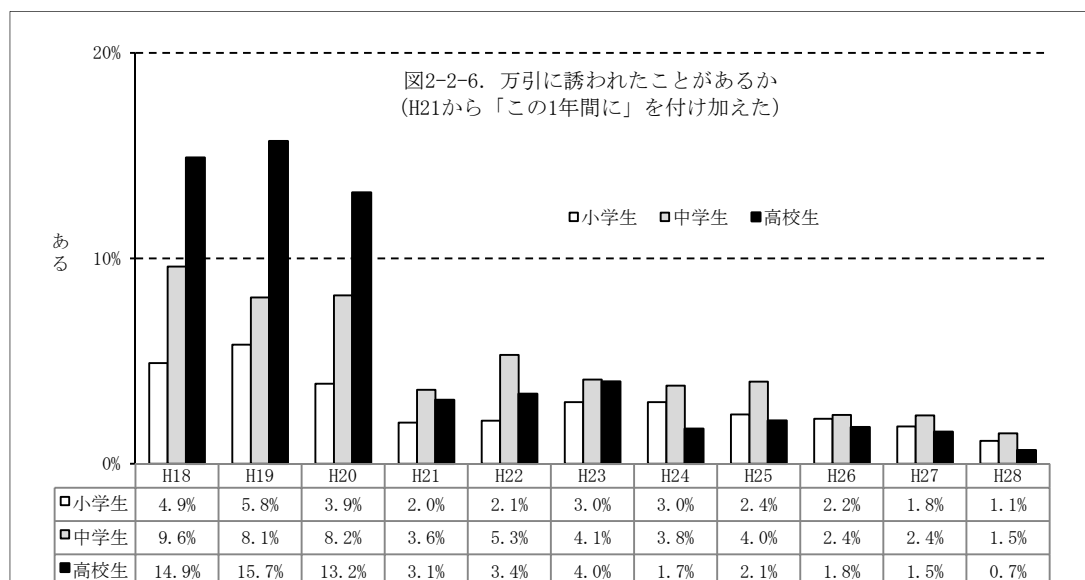
次の図 2-2-5b は中高生の回答分布である。



中高生の回答では、店舗の対策はよく知られているものの、警察や学校の対処・指導についてはそれほど関心が高くないようである。これらの回答傾向が安定していたため、翌年（平成 24 年）の第 7 回から、知識を問うのではなく、効果的と思える万引防止策の判断をもとめる質問に変更した。

## 2-2-6. 万引に誘われたことがあるか

一般青少年が万引に手を染めるきっかけとして友人などから誘われたことが考えられるため、そのような経験があるかを問うている。この質問は第 1 回から第 11 回まで続けている。結果を図 2-2-6 に示した。



第 1 回から第 3 回では、高校生で 10%を超えており、小学生から中学生の期間に 8%以上が誘われた経験があるようである。第 4 回（平成 21 年）からは「この一年間に」という条件を入れたため、大きく減少した。その後もゆっくりと減少を続けている。その後の調査での回答からは、特に中学生段階で年間



に 2~4%程度の割合で誘われていることがわかる。平成 24 年に高校生の割合がほぼ半減しているようであるが、その原因推測については、後述の 2-3-1 節で述べる。

### 2-2-7. 万引に誘ったのは誰か

第 4 回（平成 21 年）から第 7 回（平成 24 年）の調査では、万引に誘われたことがあると回答した生徒に対して、誰に誘われたかを質問している。第 4 回と第 5 回は同じ回答選択肢（複数可）であることから、第 5 回の結果を示す。

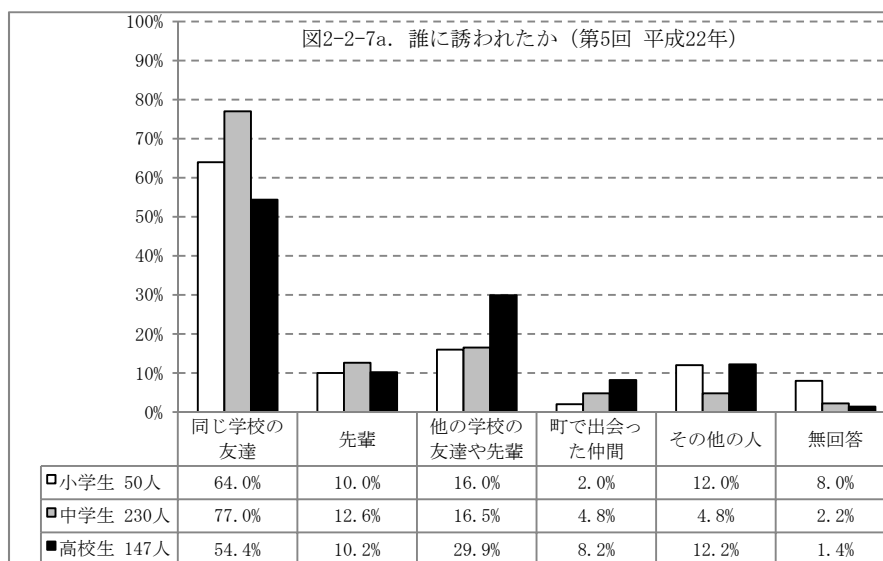
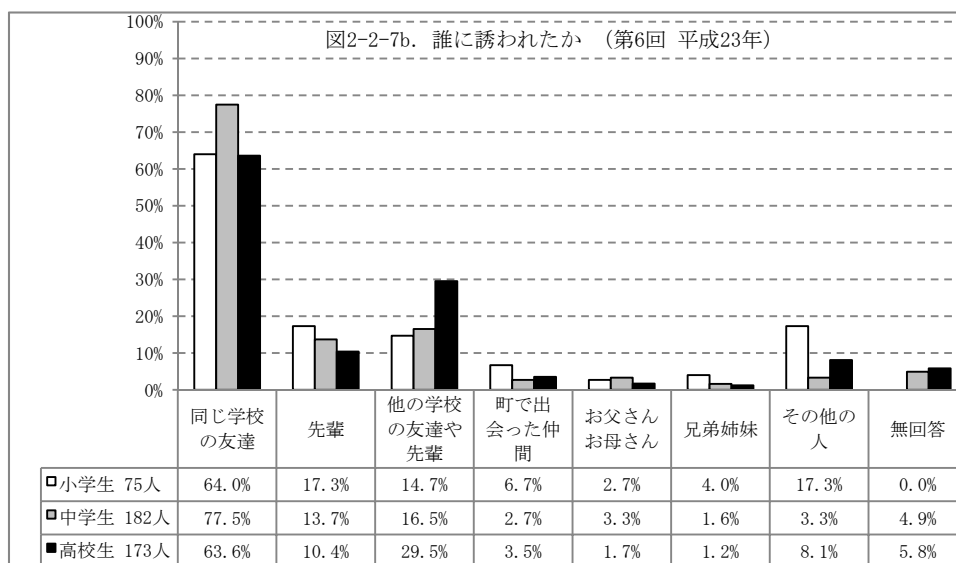
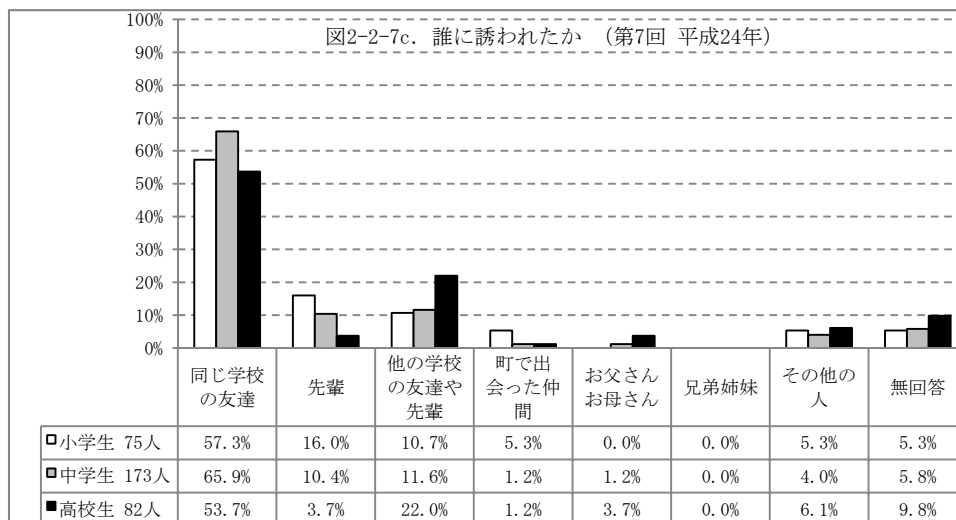


図 2-2-7a にあるように、第 5 回では、万引に誘われたことがある小学生は 50 人、中学生は 230 人、高校生は 147 人であり、過半数が同じ学校の友達に誘われたと回答している。

第 6 回と第 7 回は回答選択肢を少し変更している。第 6 回は複数回答であるが、第 7 回は択一式とした。第 6 回の結果である。



次は第7回の結果である。



誘ったのはほとんどが学校関係（友達、先輩、他の学校の友達など）であることはいずれの調査でも同じである。また、中学校段階で学校内の友人関係が突出している。

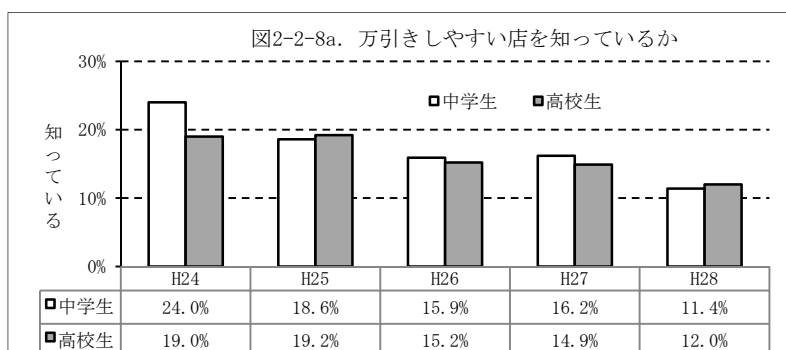
第6回と第7回では「父母」と「兄弟姉妹」の項目を増やしており、第6回では僅かではあるが小中高いずれも父母や兄弟姉妹と回答している生徒がいる。第7回でも中高で父母に誘われたと回答している生徒がいる。

### 2-2-8. 万引しやすい店を知っているか

この質問は中学生と高校生に対してのみ、第7回調査（平成24年）から追加され、第11回まで続けた。本調査としてはかなり踏み込んだ質問となった。

(問) あなたの住んでいる近くで、万引をしやすいと言われている店を知っていますか。ひとつだけ選んでください。 1. 知っている 2. 知らない

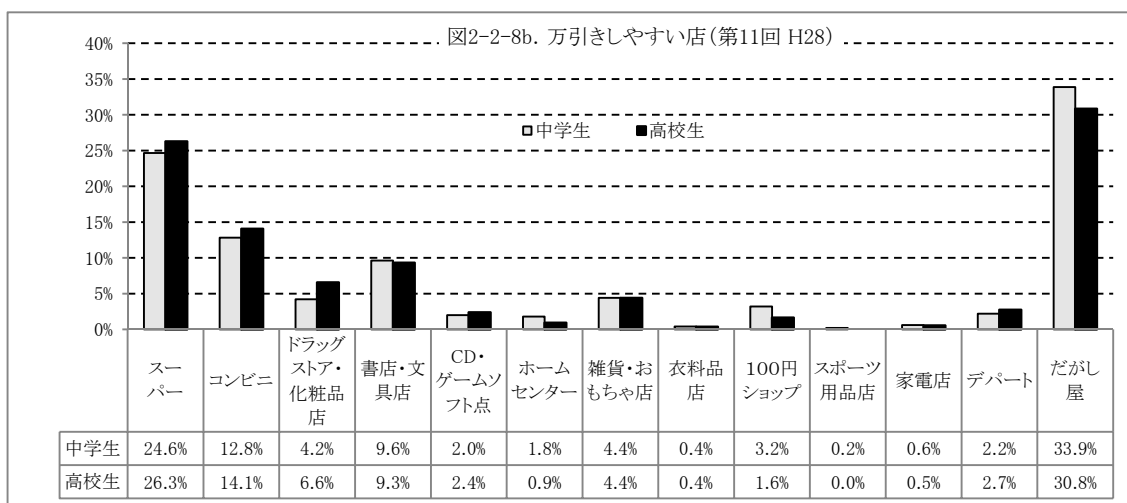
第7回調査では、中学生が高校生よりもかなり多かったが、第8回以降は中学生と高校生がほぼ同じ割合になり、かなり減少している。しかし、それでも10%を超えている。



この間に続けて、「知っている」と答えた人だけに、それはどういう店であるかを選んでもらっている。選択肢は次の通りである。

1. スーパー      2. コンビニ      3. ドラッグストア・化粧品店
4. 書店・文具店      5. CD・ゲームソフト店      6. ホームセンター
7. 雑貨・おもちゃ店      8. 衣料品店      9. 100円ショップ
10. スポーツ用品店      11. 家電店      12. デパート      13. だかし屋

5回の調査結果はほぼ類似していたので、図2-2-8bに第11回の結果を示す。この結果は、「2-4. 万引き防止のために」のセクションにも関連する話題であるが、質問項目の関係で、ここに記す。多いのは「だかし屋」、「スーパー」、「コンビニ」、「書店・文具店」である。学年に応じて上昇するのは「スーパー」、「コンビニ」、「ドラッグストア・化粧品店」で、逆は「だかし屋」である。



### 2-3. 規範意識（万引への態度）

規範意識とは、生活の中で、法律、社会規範、道徳などを遵守する態度を意味しており、その低さが非行や犯罪などにつながるとされる。しかし、規範意識という概念は社会的ならびに個人的な要因からなる構成概念であり、その高低を定義・測定するのは簡単ではない。本調査では、規範意識の一つの側面として、万引という、他者に経済的損害を生じさせる明白な犯罪行為に対する態度を規範意識の表明とした。

#### 2-3-1. 自分自身の規範意識

規範意識の態度表明として、質問「万引についてあなたはどのように考えていますか」への回答は本調査の中心的項目であり、初回（平成18年）から第11回（平成28年）まで継続している。この質問への回答はすべて択一式となっている。回答選択肢は4回改訂しているが、重要となる指標は「絶対にやってはいけないこと」への回答率である。

第1～6回の回答選択肢は次の通りである。

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではないこと

4. その他（具体的に： ）

第7～9回の回答選択肢は、それまでの「その他」を廃した。

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、さほど問題ではない
- 3.よくあることで、何も問題はない

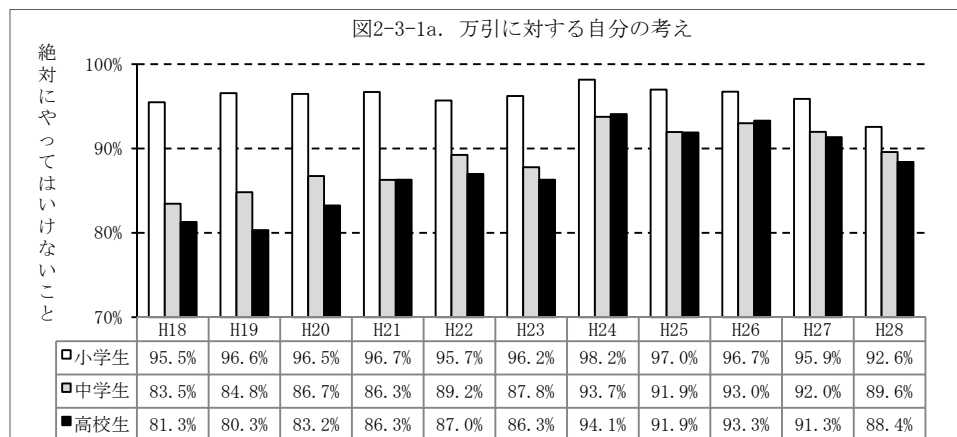
第10回の回答選択肢は次の通りである。選択肢2の表現を改めた。

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、とくに問題はない

第11回の回答選択肢は次の通りである。「絶対にやってはいけないこと」以外の回答選択肢を増やしている。

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないが、理由によっては仕方がない
- 3.やってはいけないが、大きな犯罪ではない
- 4.一度くらいなら、やってもかまわない
- 5.みんながやっていることで、やってもかまわない

次の図2-3-1aに11回の調査での第1選択肢「絶対にやってはいけないこと」への回答率の推移を示した。小学生が中学生に比べて常に高くなっているのが一貫した傾向である。



平成23年（第6回）までは4択の回答選択肢に「その他（意見記入）」が入っていたが、平成24年以降は「その他」を削除して3択（平成28年のみ5択）とした。それまでの「その他」の比率は平成20年の高校生2.2%を除いて次のように低率であったため、分析対象から外した。

その他	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学生	0.5%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%
中学生	1.0%	0.8%	1.4%	0.8%	0.8%	0.3%
高校生	1.0%	1.4%	2.2%	0.9%	1.2%	0.4%

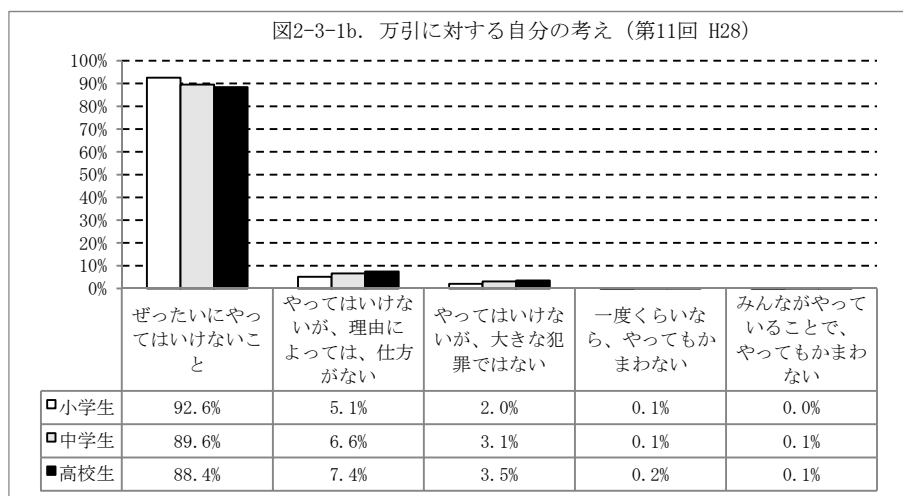
前ページの図 2-3-1a で、平成 23 年までの小中高の回答率分布が平成 24 年以降で上昇しているのがわかる。「その他」の率は小さいので、その項目がなくなったための影響はほとんどない。特に中高で上昇しており、それまでは小学生と中高生の差が大きかったが、その差が小さくなった。その後は全体にゆるやかな減少傾向を示している。

平成 24 年から中高の「絶対にやってはいけないこと」への回答率が上昇した原因についてはよくわからないが、この時の調査実施は平成 23 年の後半であった。当時の出来事としては平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災があり、その被災状況を知ったことによる心情変化の可能性は仮説の一つとして考えられる。

日本教材文化研究財団による小中学生（全国）の意識調査<sup>18</sup>によると、東日本大震災後の青少年に行動面での変化はないが、心情面の変化が見られている。当該調査で行動面としているのは、「勉強時間」、「友だちと遊ぶ時間」、「家族と過ごす時間」、「しかられること」、「ほめられること」、「お手伝い」である。心情面としているのは気持ちの持ち方であり、学校では「学校に通えることが幸せだと感じるようになった」、「友だちに、「ありがとう」と言うようになった」、「係や当番の活動に、すすんで取り組むようになった」など、家庭では「家族や友達は大切だと思うようになった」、「家族と一緒にいると、ほっとするようになった」などの項目に変化が見られたのである。東日本大震災のように大きな事象であれば、本調査第 2 期で中高生の回答率が 6 ポイント程度上昇した理由と考えるのはおかしくはないであろう。平成 25 年以降は回答率が全体に徐々に減少していることから、そのような心情面の変化があったとする仮説は成立するかもしれない。

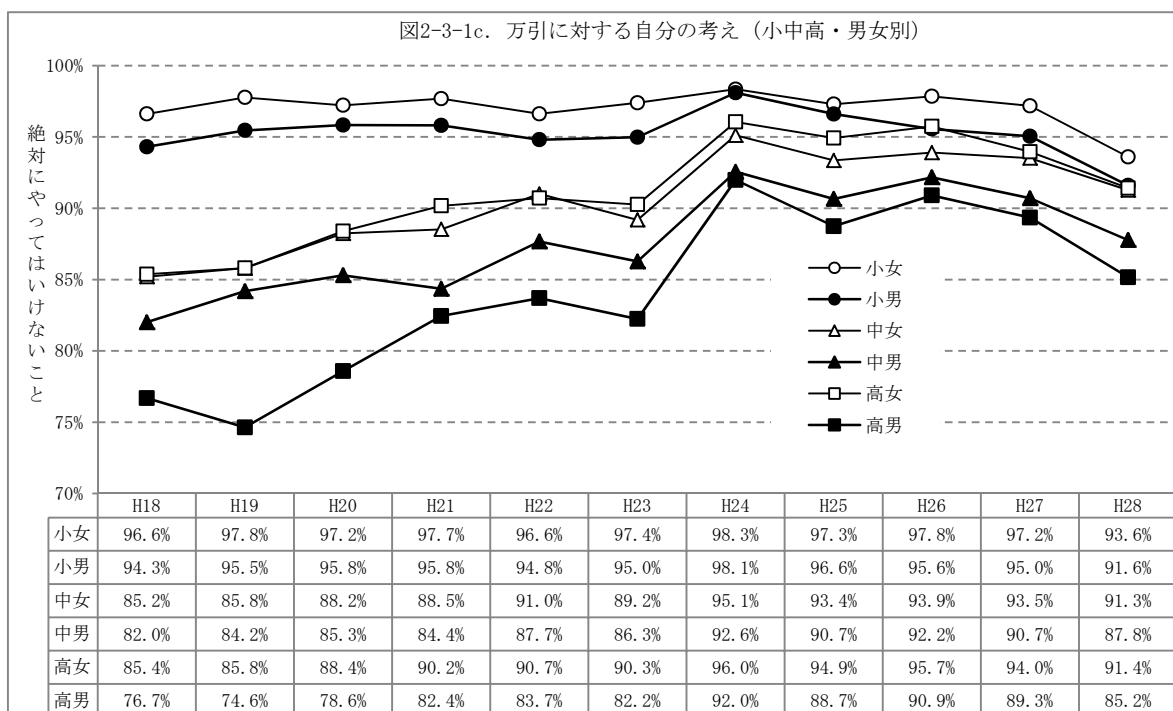
このような変化が平成 24 年の第 7 回調査で起こっていることとして、先述した 2-2-6 節の「万引に誘われたことがあるか」についても、高校生のみではあるものの、半減していることが指摘できる。

なお、平成 28 年（第 11 回）の値がさらに下がっているが、5 ポイントくらいは回答選択肢を 5 つに増やしたことによると思われる。第 11 回に回答選択肢を増やしたときの回答分布を次の図 2-3-1b に示しておこう。図 2-3-1b で、新たに挿入した第 2 選択肢「やってはいけないが、理由によっては仕方がない」の回答率は小中高いずれも 5%以上となっている。また、小中高と学年が上がるにつれて多くなっており、万引を相対化して、仕方がない場合もあるという判断が社会的成熟を示しているようである。



<sup>18</sup> 「児童・生徒の震災後意識調査」日本教材文化研究財団 平成 24 年。

男女差については次の図 2-3-1c に示した。小中高いずれにおいても、女子のほうが男子より「絶対にやってはいけないこと」への回答率が高い。小学生の男女差は 2 ポイント程度、中学生の男女差は 3 ポイント程度で推移している。高校生男子は第 3 回まで女子より 9 ポイントほど低かったが、その後は 6 ポイント程度の推移となっている。

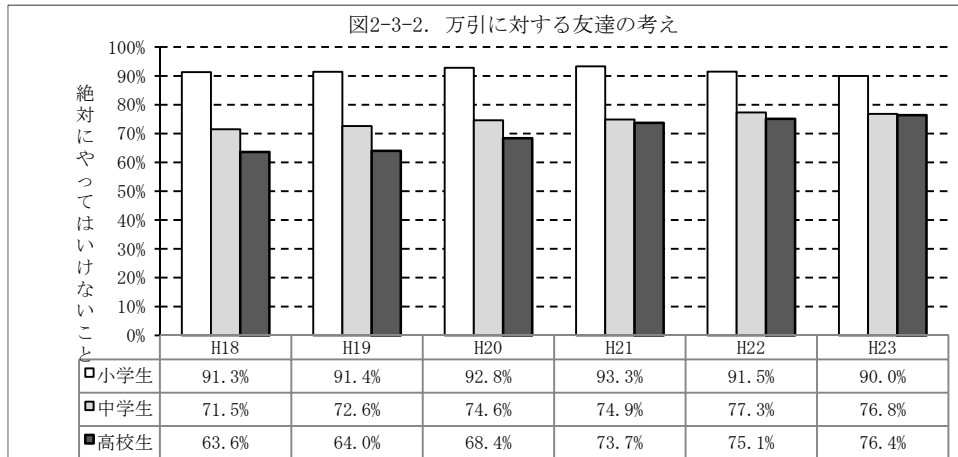


第 1 章の図 1-2-4 で示したように、万引で補導・検挙された人員のうち、女子の比率は平成 20 年頃までは 40% 台であったが、その後は急激に割合を減じて、最近では 20% 台になっている。しかし、規範意識レベルの男女差と、年齢層人口の 0.1% 程度の少年による万引の実行（そして補導・検挙される）傾向との関連を見つけることはできない。

上の図 2-3-1c でも、平成 24 年の特異な変化がわかる。平成 23 年と比べて上昇したポイントは、小学生男子 3.1、女子 0.9、中学生男子 6.3、女子 5.9、高校生男子 9.8、女子 5.7 となっている。小中高いずれも上昇している中で、特に高校生男子の上昇が大きい。他の群に比べて、高校生男子は社会的な問題に対する関心が強いのかもしれない。

### 2-3-2. 友達の規範意識

第 1 回調査（平成 18 年）から第 6 回（平成 23 年）まで、「万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか」という質問を加えていた。図 2-3-2 に、回答選択肢の「絶対にやってはいけないこと」への回答率の推移を示した。第 4 回（平成 21 年）から中高の差が小さくなっている。



次の表では、自分自身の態度と友達の態度との差（友達－自分）を示した。友達の場合は小学生で 3～6 ポイント程度、中高生では友達が 10 ポイント以上低くなっていることが多く、友達のほうが自分自身よりも万引に対する態度が寛容的と判断している。

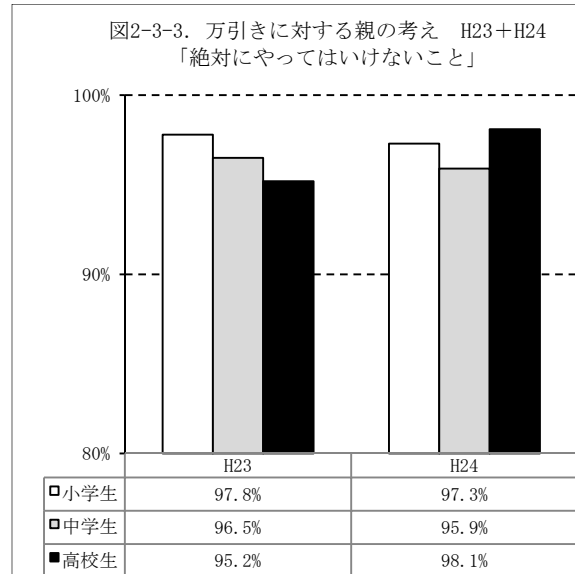
表 2-3-2. 万引に対する友達の態度との差

	絶対にはやってはいけないこと 「友達の考え」－「自分の考え」					
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学生	-4.2	-5.2	-3.7	-3.4	-4.2	-6.2
中学生	-12.0	-12.2	-12.1	-11.4	-11.9	-11.0
高校生	-17.7	-16.3	-14.8	-12.6	-11.9	-9.9

### 2-3-3. 保護者の規範意識

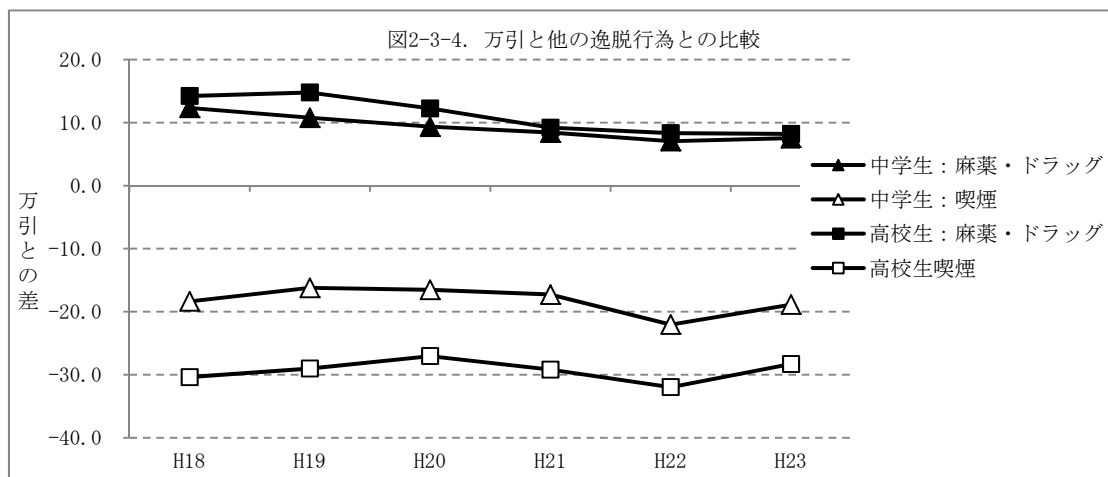
平成 23～24 年の 2 年間のみであるが、「あなたの保護者は万引きに対してどのように考えているか」という質問を挿入した。小学生では自分の考えと親の考えとの差はほとんどないが、中高生では親の考えが数ポイント高くなっており、親のほうが厳しい態度をしていると判断している。

この 2 年はちょうど平成 23 年から 24 年への規範意識上昇期（「2-3-1. 自分自身は」参照）にあっており、高校生の回答率が平成 24 年で大きく上昇しているのは、震災が保護者の態度にも影響している可能性がある。



#### 2-3-4. 他の逸脱行為との比較

第1回（平成18年）から第7回（平成23年）まで、中学生と高校生に対して、万引と同様に、麻薬・脱法ドラッグと喫煙についても、「絶対にやってはいけないこと」、「やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」、「よくあることで、さほど問題ではない」、「その他」という選択肢で回答を得ている。ここでは万引に対する回答率との差を求めて図示しておく。この値は「万引」での「絶対にやってはいけないこと」回答率から他の違法行為に対する回答率を差し引いており、プラスは万引よりも当該の違法行為のほうが「絶対にやってはいけないこと」への回答率が高かったことを示し、マイナスは当該の違法行為のほうが低かったことを示している。



中学生と高校生いずれも、麻薬・脱法ドラッグに対しては、万引よりも10ポイント前後多くなっており、麻薬・脱法ドラッグが万引より悪いことと判断されている。一方、喫煙に対しては中学生で20ポイント前後、高校生で30ポイント前後少なくなっている。

第8回調査（平成25年）から第11回（平成28年）までは、他の違法逸脱行為（落書き、放置自転車の乗り逃げ、飲酒、喫煙、いじめ、暴力）を直接比較するという方法を用いた。これは少年たちが何を



どれくらい悪いと考えているのか、悪いことを相対化する考え方に歪みはないか、さらに、現在の道徳教育の弱点はどこにあるのか、などを考察するためであった、

(例) 万引と、いじめを比べると

1. 万引のほうが悪い
2. 同じくらい悪い
3. いじめのほうが悪い

すべての比較において「同じくらい悪い」が過半数（60%前後）を占めており、そのことに留意した上で、万引と他の逸脱行動との比較の指標として、

$$\text{指標 (\%)} = (\text{万引のほうが悪い}) / (\text{万引のほうが悪い} + \text{他のほうが悪い})$$

という指標 (%) を調べてみた。この指標は 50%のときに両方が同じくらい、50%より大きくなれば、万引のほうが悪い、50%より小さくなれば、もう一方のほうが悪い、と評価されているとみなすことができる。表 2-3-4 にあるように、結果は 4 年間でほとんど変化はなく、逸脱行為の悪い順の評価として、おおむね次のような順序が見える。

- (小学生) 暴力 > 喫煙 > いじめ > 万引 > 飲酒 > 自転車乗り逃げ ≒ 落書き
- (中学生) 暴力 ≒ いじめ > 万引 ≒ 喫煙 > 飲酒 > 落書き > 自転車乗り逃げ
- (高校生) 暴力 ≒ いじめ > 万引 > 喫煙 > 落書き ≒ 自転車乗り逃げ ≒ 飲酒

他者への直接的な加害である暴力といじめは万引より悪いと判断されているものの、小学生では喫煙も万引より悪いとされている。

小学生では、万引を挟んで喫煙と飲酒が対峙しているが、両者はどちらも「自己危害」に属している。このことは、小学生は保護者の判断をそのまま受け入れているように見える。興味深いのは小学生の落書きの位置づけで、「対公衆」というカテゴリーに対する評価が欠如しているように思われる。

		H25	H26	H27	H28
落書き	小学	86.7%	84.5%	81.7%	78.1%
	中学	86.7%	86.3%	83.3%	80.3%
	高校	91.2%	88.3%	87.9%	84.5%
自転車 乗り逃げ	小学	89.8%	83.6%	71.1%	76.9%
	中学	86.3%	84.9%	84.3%	84.0%
	高校	89.3%	87.8%	88.5%	87.0%
飲酒	小学	67.5%	71.5%	70.3%	67.0%
	中学	72.0%	75.8%	74.4%	72.3%
	高校	90.7%	90.4%	88.1%	89.4%
喫煙	小学	38.6%	42.1%	42.2%	67.0%
	中学	53.9%	57.6%	58.8%	72.3%
	高校	77.3%	79.3%	76.5%	89.4%
いじめ	小学	28.3%	33.1%	34.8%	39.6%
	中学	24.4%	27.8%	31.9%	28.9%
	高校	23.2%	25.5%	26.4%	20.5%
暴力	小学	24.7%	27.5%	28.4%	22.4%
	中学	26.3%	28.5%	29.4%	28.8%
	高校	24.7%	25.4%	23.9%	20.2%

### 2-3-5. 生活満足度と規範意識

第8回（平成25年）から第10回（平成27年）の調査では、普段の生活に満足していれば逸脱行為に走ることは少ないという観点から「生活満足度」という指標を取り入れて、規範意識との関係を分析した。第10回調査での生活満足度に関する質問は以下の通りである。

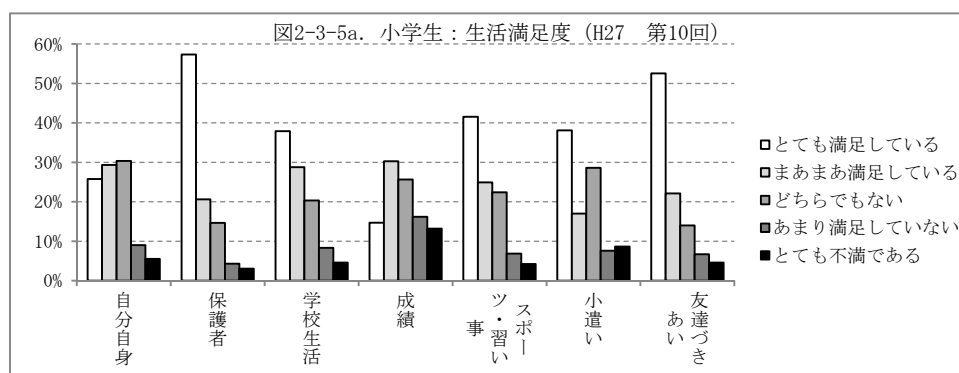
問. あなたは次の1～7のことがらについて、どの程度満足していますか。それぞれ自分にあてはまる数字（1～5）からひとつだけえらんでください。

- 1 「とても不満である」      2 「あまり満足していない」      3 「どちらでもない」  
 4 「まあまあ満足している」      5 「とても満足している」

項目は以下の7つである。

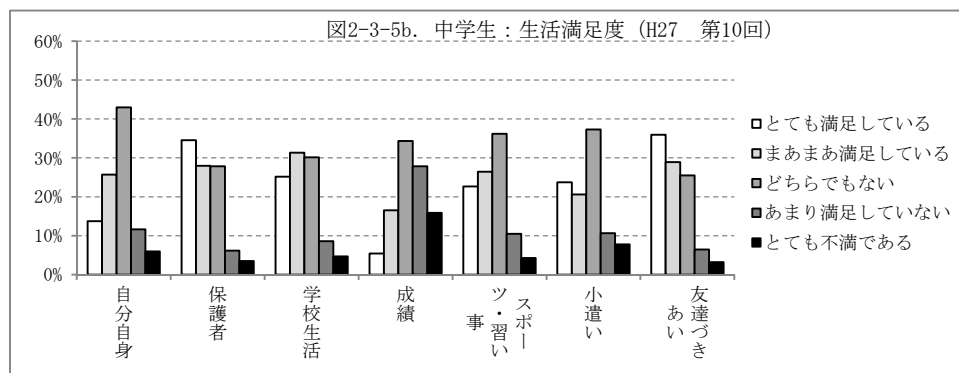
1. 自分自身について    2. 自分の保護者について    3. 学校での生活について  
 4. 自分の成績について    5. スポーツや習い事など、学外での活動について  
 6. 自分の小遣いについて    7. 友達づきあいについて

回答分布は第8～10回でほとんど同じであったので、第10回調査の結果を図示しておく。次の図2-3-5aは小学生の生活満足度の回答分布である。



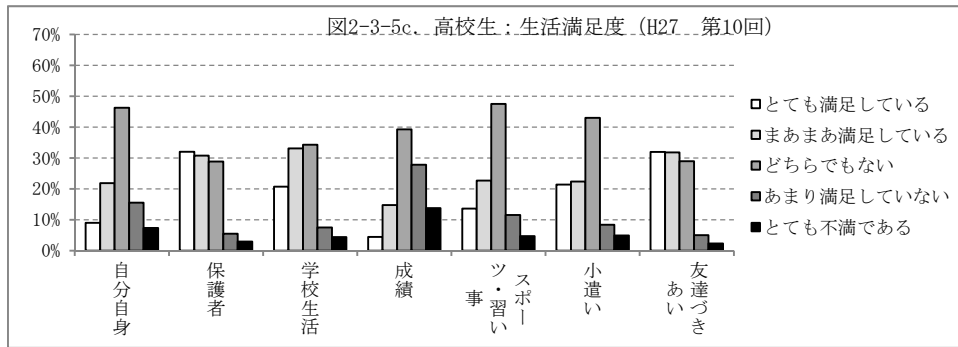
小学生は自分自身と成績を除いて、「とても満足している」の回答がもっとも多く、特に、保護者と友達には満足度が高い。

次に中学生の生活満足度分布である。



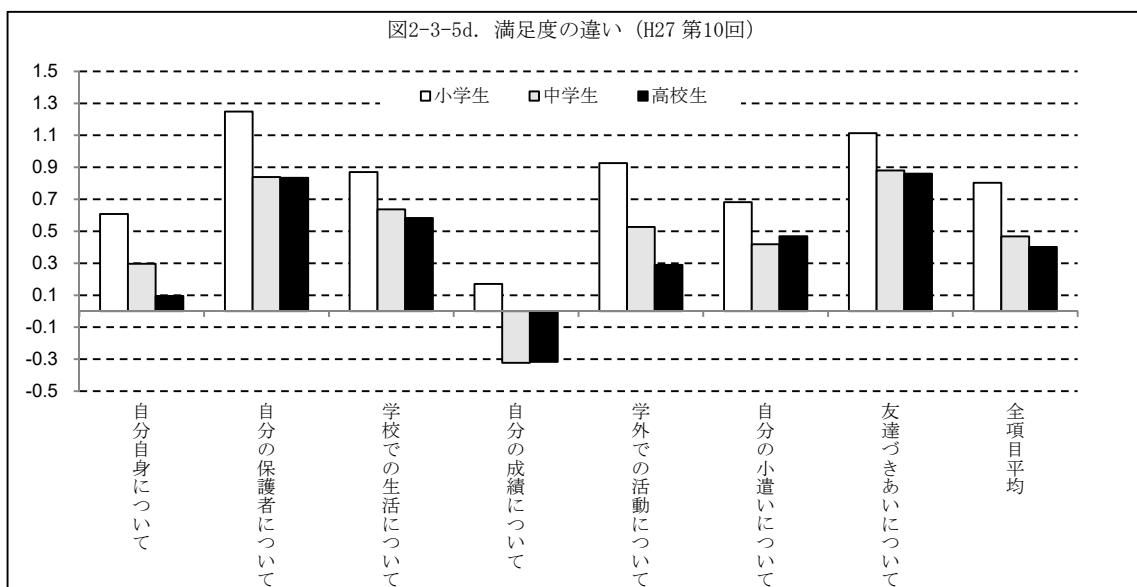
中学生では保護者と友達づきあいのみ「とても満足している」が最頻値になっているものの、他の項目では2位以下の回答となっている。

高校生の生活満足度分布である。保護者と友達づきあいは最頻値になっているが、全体に「どちらでもない」が最頻値となっている場合が多い。



小中高すべて、自分自身への満足度は高くない点については、内閣府による平成 25 年の調査<sup>19</sup>で、「私は、自分自身に満足している」という項目で、諸外国と比べて日本人の若者の満足度の低さが注目されており、本調査でも同様の結果となっていると言えよう。

集計によって間隔尺度とみなすために、リッカートの簡便法を用いた。すなわち、「とても不満である」を-2、「あまり満足していない」を-1、「どちらでもない」を0、「まあまあ満足している」を+1、「とても満足している」を+2として数値化し、7項目の平均値を各個人の平均満足度とした。第10回(平成27年)の結果を図2-3-5dに示す。

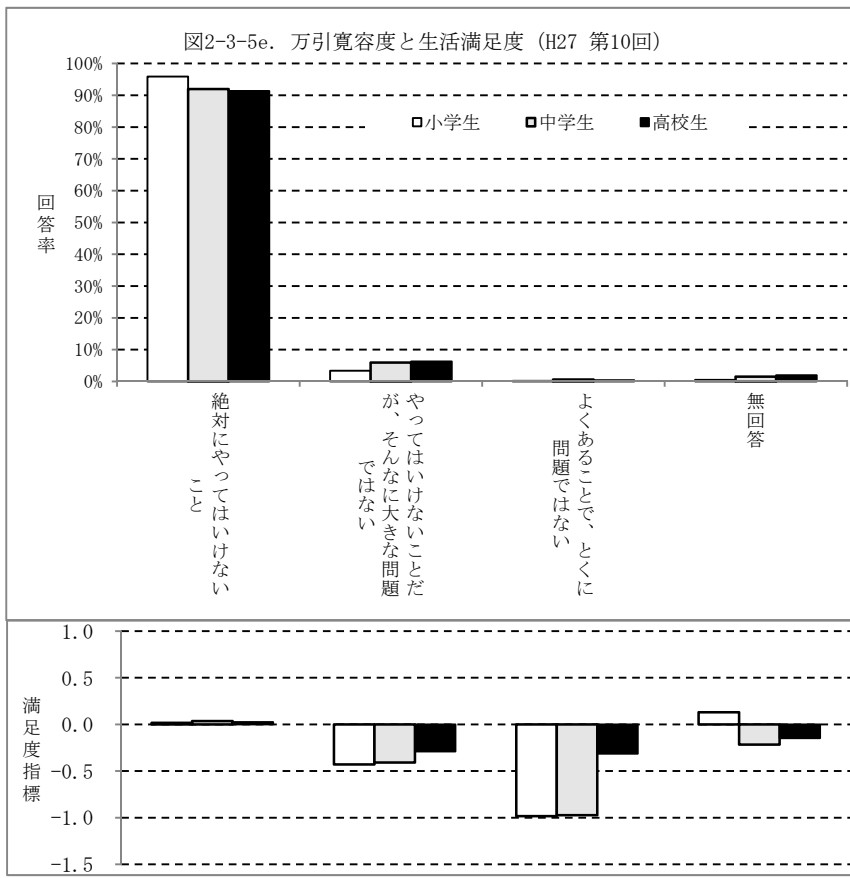


すべての項目において満足度は小学生で高く、中学生から高校生にかけて低くなっている。また、「自分の成績について」では、中高でマイナスとなっている。この傾向は第9回の調査と同様である。

<sup>19</sup> 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」内閣府 平成 25 年

また、個別の質問における回答選択者の満足度の違いを眺めるときには、差を計算するため、回答分布に基づいて間隔尺度を作成するシグマ法による変換値（以下、シグマ変換値と呼ぶ）で比較した。そのように算出した結果を次ページの図 2-3-5e に示した。

万引に対する自分自身の考えの回答分布の中で、この満足度指標を計算すると、「絶対にやっはいけないこと」は満足度平均と一致するが、「やっはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」で、指標はマイナスとなり、「よくあることで、とくに問題ではない」では大きくマイナスとなっている。このことから、万引を寛容的に見ること（規範意識の低さ）と生活満足度の低さが密接に関係していることが推察できる。



### 2-3-6. 社会的絆との関係

第 9・10 回の調査で調べた生活満足度は主観的な評定であり、具体的・客観的な生活状況指標（環境・家庭・経済的要因など）ではない。経済的・家庭的に恵まれない要因があるとしても、それがそのまま満足度に反映されるとは限らない。各人が置かれた状況に対してどのような態度を示し、どのような行動を取るかは異なる。

この点を考慮して、第 11 回調査（平成 28 年）では、具体的な方策につながる質問として、アメリカの社会学者ハーシが提唱した社会的絆理論（ボンド理論）の考え方<sup>20</sup>を取り入れることとした。社会的絆

<sup>20</sup> T. ハーシ「非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて」森田洋司・清水新二監訳，文化書房博文社，1995（原著は1969年刊）。

は、家庭、学校、近隣コミュニティなど、青少年が置かれた環境と本人との結びつきであり、自尊感情とも関係すると考えられている。具体的には、家族や友人などの他者への愛着（Attachment）、目標達成のために積み重ねた投資（Investment）、慣習的活動に巻き込まれていること（Involvement）、規範や道徳への信念（Belief）、という四つからなる。

社会的絆が強ければ、逸脱行為に進む傾向が弱まる（統制ないしは抑制が効く）とされており、質問紙も提案されているが、本調査では、ハーシの著作を参考にして、本調査に合うような基本的な質問 6 項目を作成した。それらは、自尊感情、他者への愛着（家族・友人）、慣習的活動（校外活動・近所の人）に巻き込まれていることである。

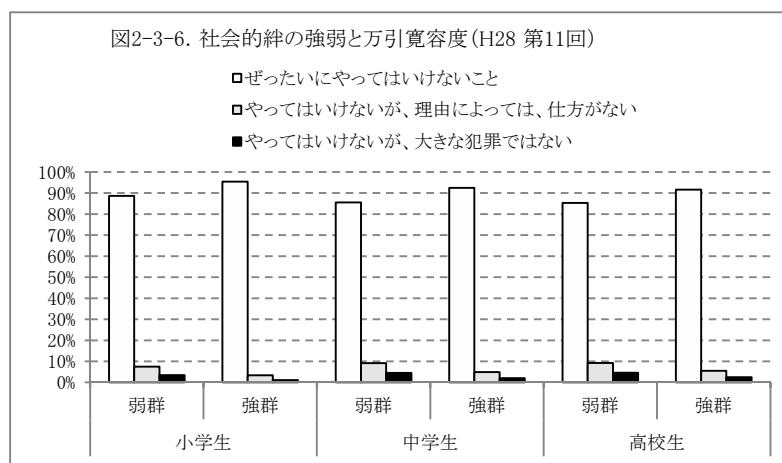
質問は次の通りである。

小の間 9、中高の間 15。あなたは次の間 15-1～6 のことならについて、どのように思っていますか。それぞれ次の数字（1～4）からひとつだけ選んでください。

1 「そう思う」    2 「少し思う」    3 「あまり思わない」    4 「思わない」

1. 自分にはいろいろと良いところがある
2. 自分は家族から大事にされている
3. 学校に行くことが好きである
4. 友達とは楽しく過ごしている
5. 校外での活動を楽しんでいる
6. 近所の人とは必ずあいさつをする

各問における社会的絆との連関を眺めるために、強弱 2 群の分布で比較した。すなわち、小中高それぞれの 6 項目の平均値で回答者を二分し、それぞれを社会的絆度の強群と弱群の 2 群にわけた。結果を図 2-1-6 に示す。



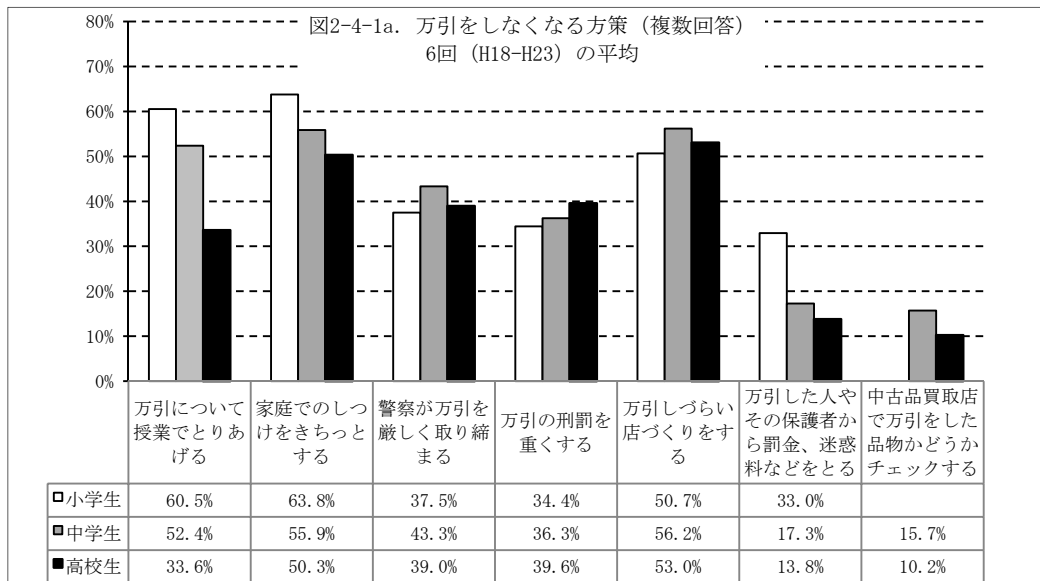
小中高すべてにおいて、「絶対にやってはいけないこと」の選択率が弱群より強群で高く、その分、その他の選択肢回答率が減少している。このように、一般少年においても、社会的絆の強弱によって規範意識が異なっており、社会的絆の重要性が見えてきたと言えよう。

## 2-4. 万引防止のために

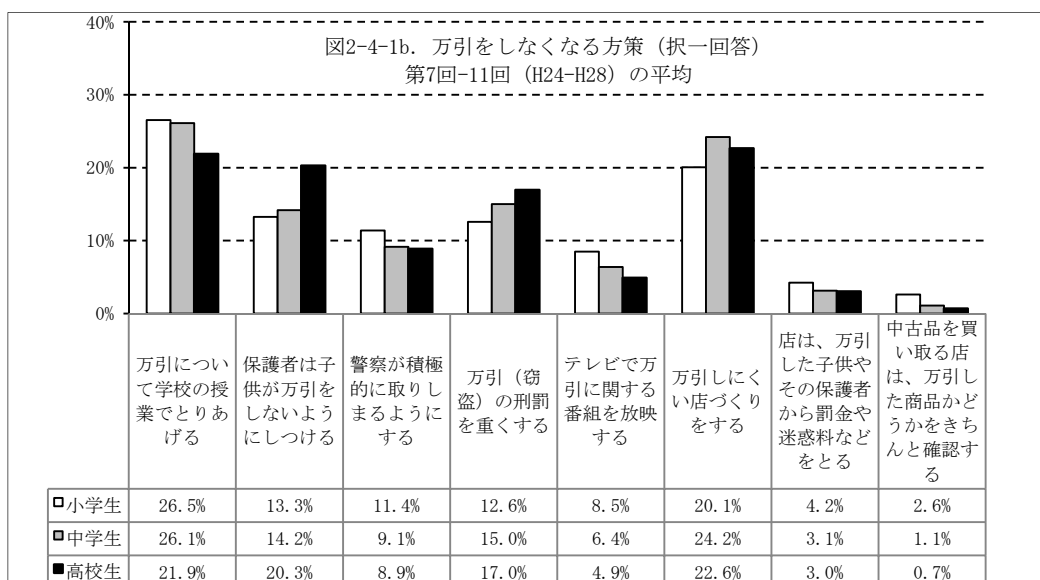
ここでは、少年たちの回答から、効果的な万引防止策を探ってみる。

### 2-4-1. 効果的な方策

少年たちが万引をしないためには、どのような方策が効果的かを、第1回（平成18年）から第11回（平成28年）まで質問している。第6回までは複数回答式であった。この6回の回答分布はほぼ同じであったので、6回の平均を図2-4-1aに示した。なお、最後の「中古品買い取り店で万引をした品物かどうかをチェックする」は中高のみで、小学生の選択肢には入れていない。



第7回（平成24年）から回答を択一式に変更し、選択肢（テレビ放映）を追加した。第7回から第11回までの回答分布はほぼ同じであったので、5回の調査の平均を示しておく。



「学校の授業でとりあげる」、「保護者によるしつけ」、「万引しにくい店づくり」が多い回答である。厳罰化や警察の取り締まりなどもそれなりに選ばれているが、やはり、店舗の「万引しにくい店づくり」ならびに、学校と保護者による普段の指導、しかも、画一的（一方向的）指導ではなく、「実りのある対話＝意見交換」の重要性が判断されていると言えよう。

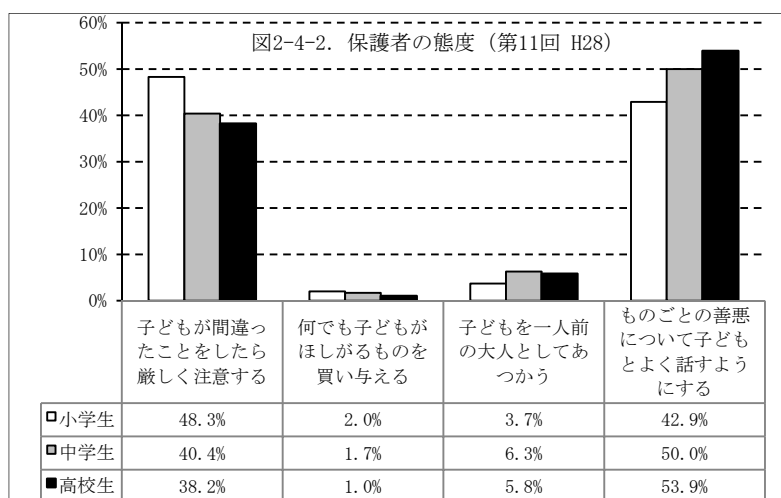
## 2-4-2. 保護者の日頃の態度

前項で調べた万引き防止の効果的な方策にあった「保護者の接し方」に関して、第8回（平成25年）の調査から第11回（平成28年）まで、少年たちにとって望ましい保護者の日頃の態度についての質問を追加した。

「保護者は子どもが万引などの犯罪行為をしないようにするために、子供とどのように接すればいいと思いますか。ひとつだけ選んでください。」

1. 子どもが間違っただけをしたら厳しく注意する
2. 何でも子どもがほしがるものを買って与える
3. 子どもを一人前の大人としてあつかう
4. ものごとの善悪について子どもとよく話すようにする

回答は択一式で、4回の調査における分布はほぼ同じであったので、第11回の結果を図示する。



「保護者の厳しく注意する」の選択が小学生から中学生となるにつれて下がっていき、「子どもとの対話」の選択が逆に小学生から中学生となるにつれて上昇しているのが特徴的である。

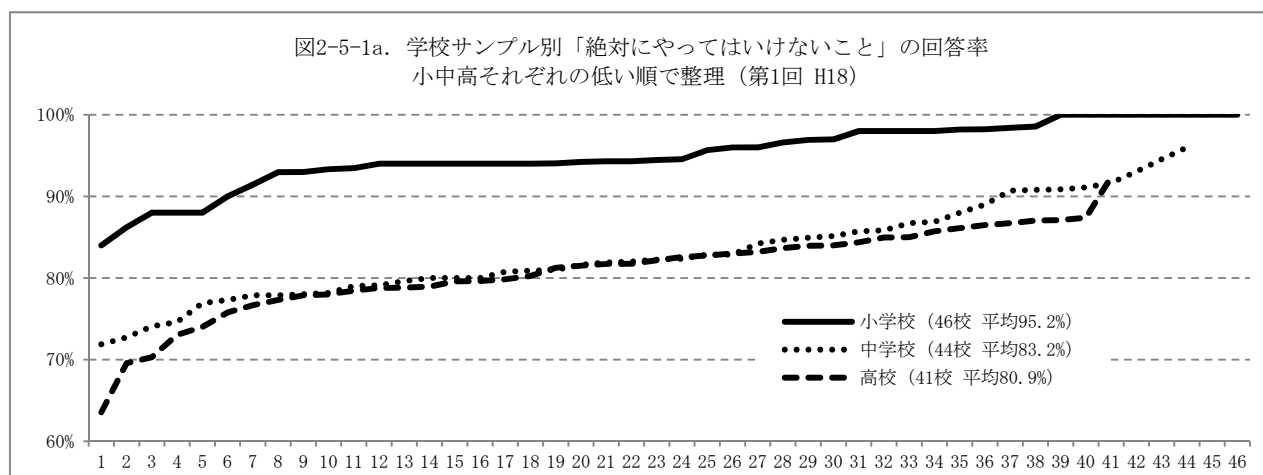
## 2-5. 学校サンプルの違い

本調査は都道府県で小中高の各1校をサンプルとし、各校で40～50人程度の児童生徒（小学5年、中学2年、高校2年）から回答を得ている。年度によって学校が異なり、サンプルが得られなかった都道府県もあり、また各学校の具体的情報はない。したがって、得られたサンプルが各都道府県の代表値ではなく、分析対象としては全サンプルで考察すべきであるが、各学校のサンプルはそれなりに学校状況の違いを持っている。以下では第11回の調査結果を中心にして、学校のサンプル単位でどのような特徴

があるかをいくつかの質問項目で眺めてみる。

### 2-5-1. 規範意識（万引への態度）

質問「万引についてあなたはどのように考えていますか」に対して「絶対にやってはいけないこと」という回答率の全体平均は、第1回（平成17年）の小学生で95.2%、中学生で83.2%、高校生で80.9%であったが、学校サンプル単位で見ると、かなり異なっている。図2-5-1aは第1回調査で「絶対にやってはいけないこと」の回答率を学校サンプル別に示した。この図では、小中高それぞれの学校サンプルで回答率の高い順番に並べており、横軸の数字はその順番の数字であって、同じ数字の小中高は同じ地域（都道府県）を表してはいない。



小学校の最低と最高は84.0%と100%、中学校は71.9%と96.0%、高校は63.6%と92.4%で、高低の幅は、小学校で16ポイント、中学校で24ポイント、高校で29ポイントと、かなり大きな差となっている。小学校が高く、中高の違いはあまりない。

上の図2-5-1aでは各地域（都道府県）内での小中高の高低の散らばりがわからないため、同じデータを使って、図2-5-1bに同一地域での小中高を並べてみた。小中高が同一地域のサンプルとして揃っているのは38地域であった。横軸の地域番号は小学校の回答率の低い順の番号である。

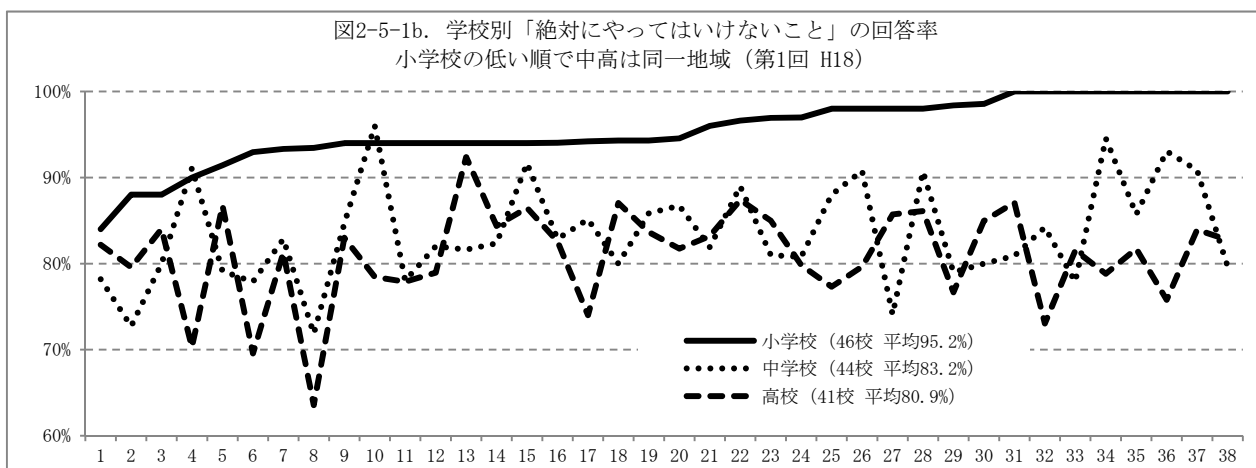
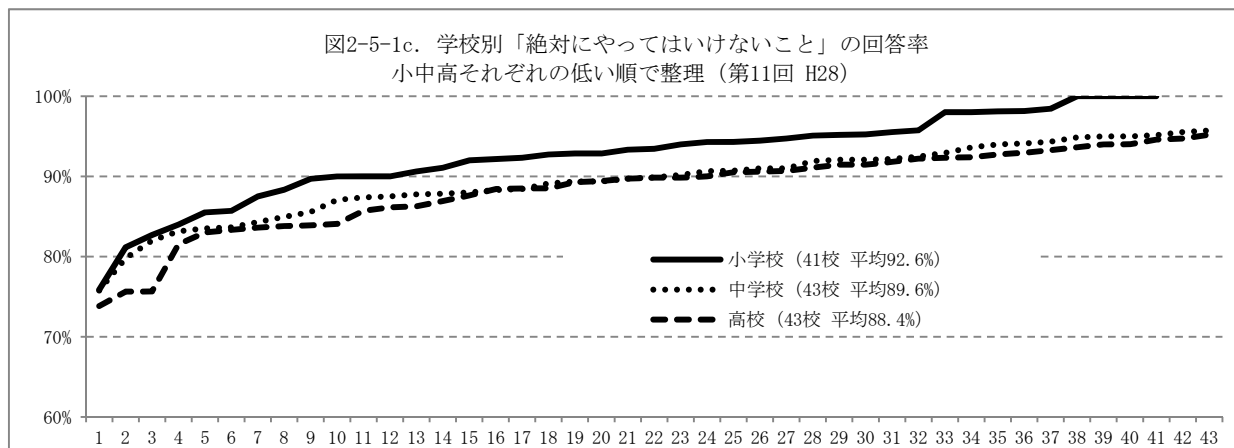




図 2-5-1b でわかるように、地域（都道府県）内での小中高には大きな散らばりがある。相関を求めると、小一中で 0.292 とやや高いが、小一高で 0.071、中一高で 0.047 と低く、同一都道府県内であっても小中高の学校サンプル間の関連はほとんどないことがわかる。図 2-5-1a と図 2-5-1b から、学校サンプルによって回答率にかなり大きな違いがあることがわかるだけでなく、ある地域（たとえば、図 2-5-1b の横軸の 10）では小学校より中学校のほうが高い場合もある。

次の図 2-5-1c は第 11 回（平成 28 年）の分布である。小学生全体の平均回答率は 92.6%、中学生は 89.6%、高校生は 88.4%であった。



第 1 回（図 2-5-1a）と比べると、第 11 回（図 2-5-1c）では小学生はあまり変わらないが、中高が上昇していて、小学校に近づいている。小学校でもっとも低い率（左端）は 75.9%で、中学校のもっとも低い率 75.8%と同じである。高校では 73.8%がもっとも低い。高低の幅は、小学校で 24 ポイント、中学校で 14 ポイント、高校で 21 ポイントとなっており、第 1 回と比べると、小学校で小さく、中高では大きくなっている。高いほうは、小学校で 100%も 4 校（第 1 回では 8 校）で見られるが、中高では 95%程度である。

このグラフも地域内での散らばりを見てみよう。小中高が同一地域のサンプルとして揃っているのは 34 地域のみであった。図 2-5-1d に示した。

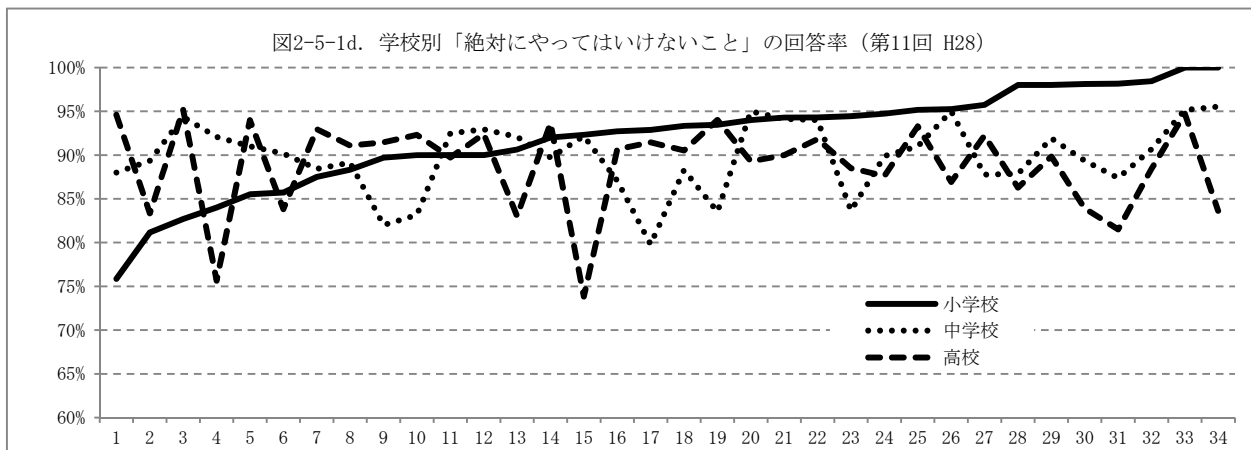
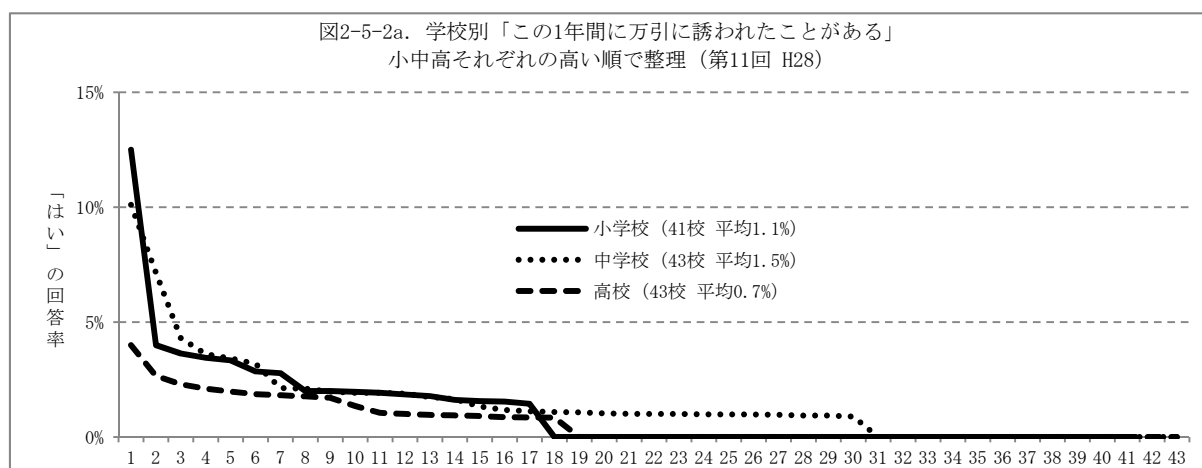


図 2-5-1d でわかるように、半数くらいの地域で小学校よりも中高のほうが高いところがある。地域（都道府県）内での小中高の相関を求めたところ、小一中で.099、小一高で-.078 となり、中一高では-.173 とやや高いものの、負の相関となっていることから、小中高の学校サンプル間はほとんど関連がないと言えよう。

地域・学校別で眺めることによって、万引への寛容度の高い（規範意識の低い）学校があることがわかる。そういう学校がどのような環境にあるかは興味深いですが、本調査で知ることはできない。

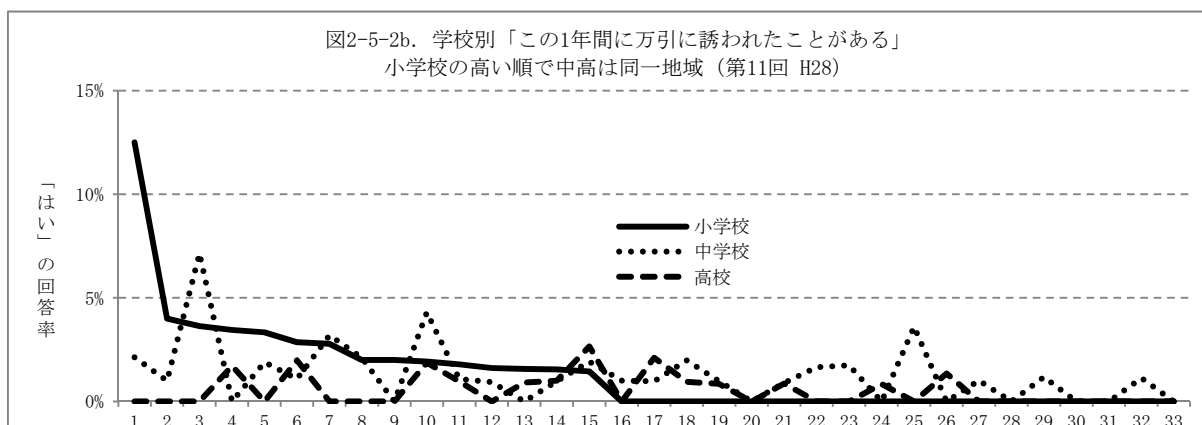
### 2-5-2. 万引に誘われたことがあるか

第 11 回調査（平成 27 年）で、この 1 年の間に友達から万引に誘われたことがあると回答した率の平均は、小学生で 1.1%、中学生で 1.5%、高校生で 0.7% であるが、学校別に見ると、かなりの違いがある。小中高それぞれの「はい」の回答率の高い順に学校サンプルを並べて、図 2-5-2a に示した。



小学校でもっとも高い率（左端）は 13% で、中学校のもっとも高い率 10.1% より高い。高校では 4.0% がもっとも高い。

図 2-5-2b に、同一地域で小中高の散らばりを見るため、小中高のサンプルが揃っている 33 地域のみを選んで、小学校サンプルの高い順で並べた。



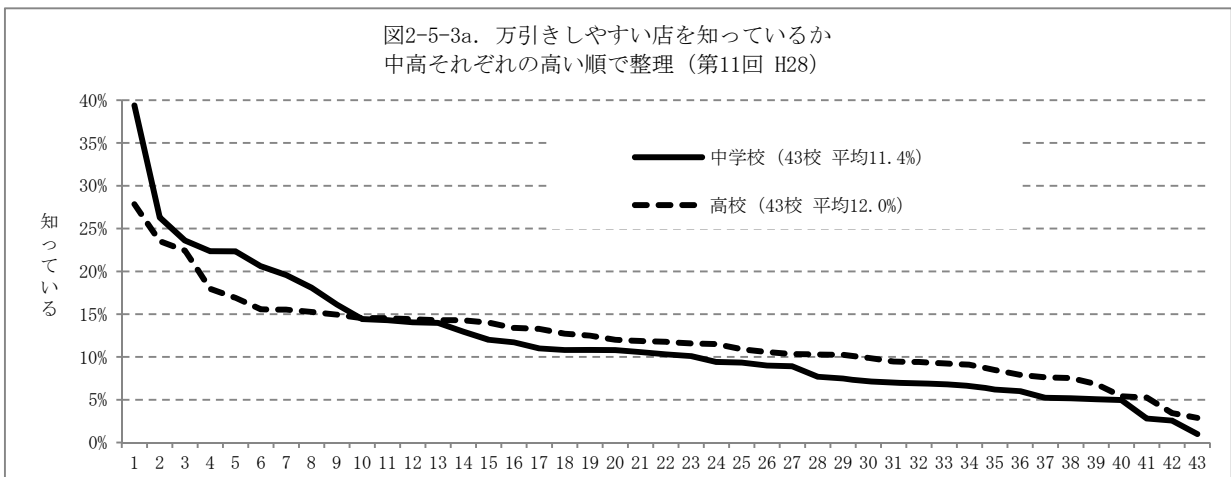
これらの高低の分布について、地域（都道府県）内での小中高の相関を求めたところ、小一中で.29、小

一高で-.03、中一高で-.03であった。このことから、小一中で相関がややあるが、全体的には地域内での小中高の関連はほとんどないと言えよう。

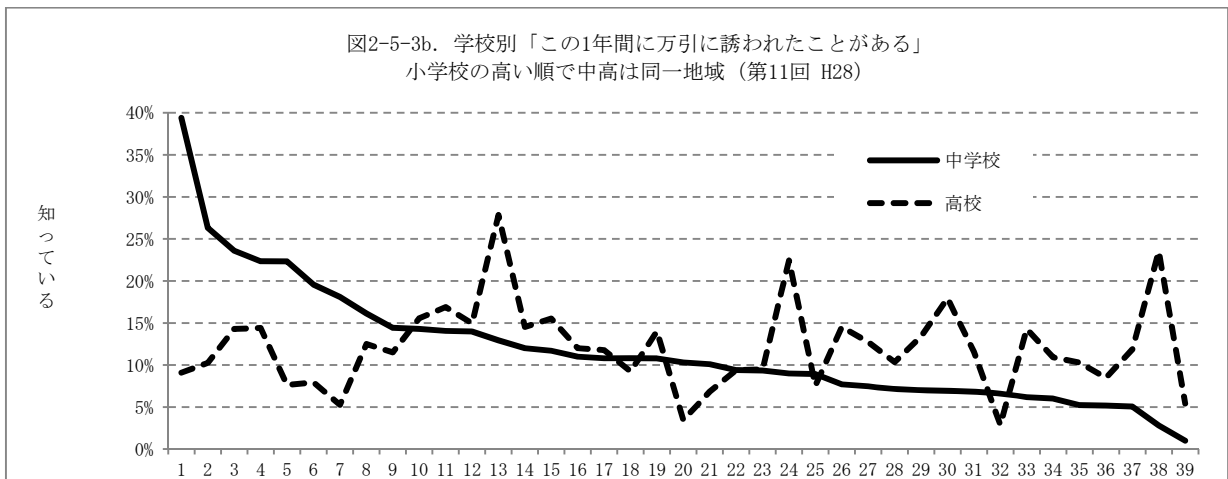
万引に誘われたことがあるという回答率を学校サンプル単位で比較すれば、多い学校と少ない学校に分けられ、一方で、同一地域内での小中高の関連はほとんど見られないという傾向は前節 2-5-1 と同じである。万引犯罪の予防という観点からは、誘われることが多い学校の状況を具体的に知るることによって対策を検討することが可能になるのではないかと思われるが、これも本調査の範囲を超える。

### 2-5-3. 万引しやすい店を知っているか

2-2-7節で取り上げた「万引しやすい店を知っているか」について、第11回調査（平成28年）で「知っている」と回答した率の平均は、中学生で11.4%、高校生で12.0%である。図2-5-3aに示したように、学校サンプルの回答率の高い順に見ると、ここでもかなりの違いがある。中学校で最高は39.4%、最低は1.0%であり、高校で最高は27.8%、最低は2.9%であった。最高は違うが、中高の差はあまりない。

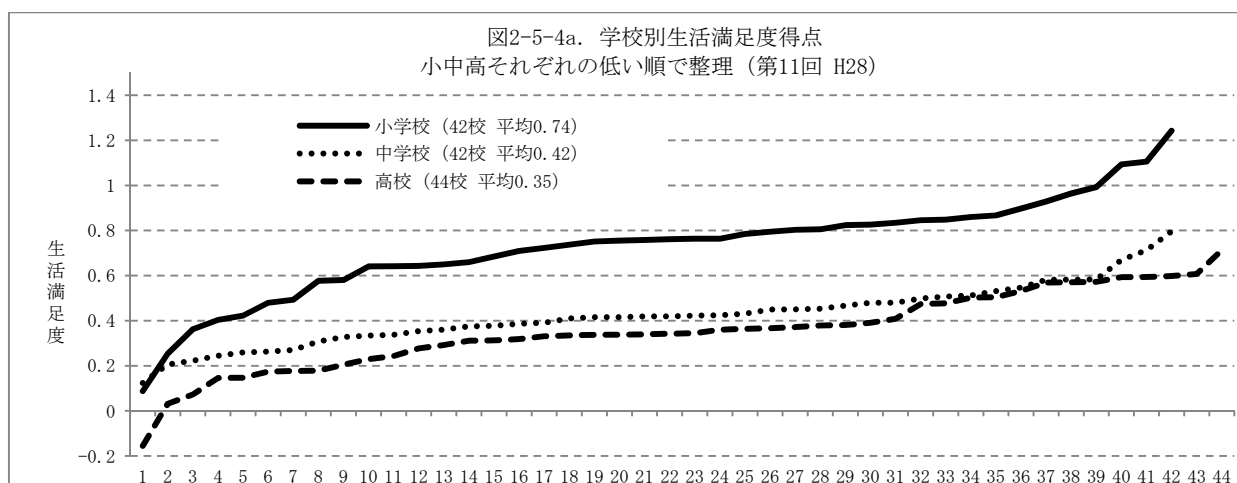


小中高の散らばりを見るために中学校の学校別に「知っている」の多い順に学校サンプルを並べて、図2-5-3bに示した。同一地域で中高のサンプルが揃っている地域は39地域であった。中一高の相関は-0.073で、地域内の中高間の関連はない。



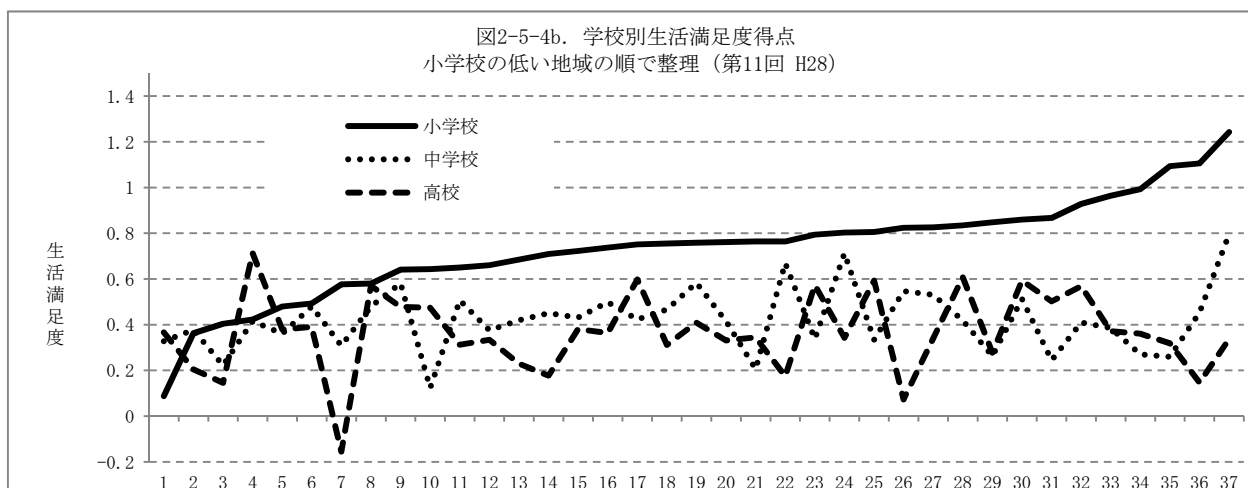
## 2-5-4. 生活満足度

生活満足度が規範意識（万引への態度）と関係があるという知見にもとづき、第8回（平成25年）から第10回（平成27年）の調査で生活満足度の尺度を導入し、生活満足度得点（+2～-2）を算出した。第10回の調査結果概要は先述の2-3-5節（図2-3-5aから図2-3-5c）に記した。3回の調査結果はほぼ同じであったため、ここでは第10回の調査結果について、学校サンプル別の平均点分布を見ておこう。次の図2-5-3aの横軸番号は小中高それぞれの低い順である。



生活満足度も学校単位でかなりの高低差がある。小学校の最高値は1.24で最低値は0.09、中学校の最高値は0.80で最低値は0.12、高校の最高値は0.71で最低値は-0.16（マイナス）であった。

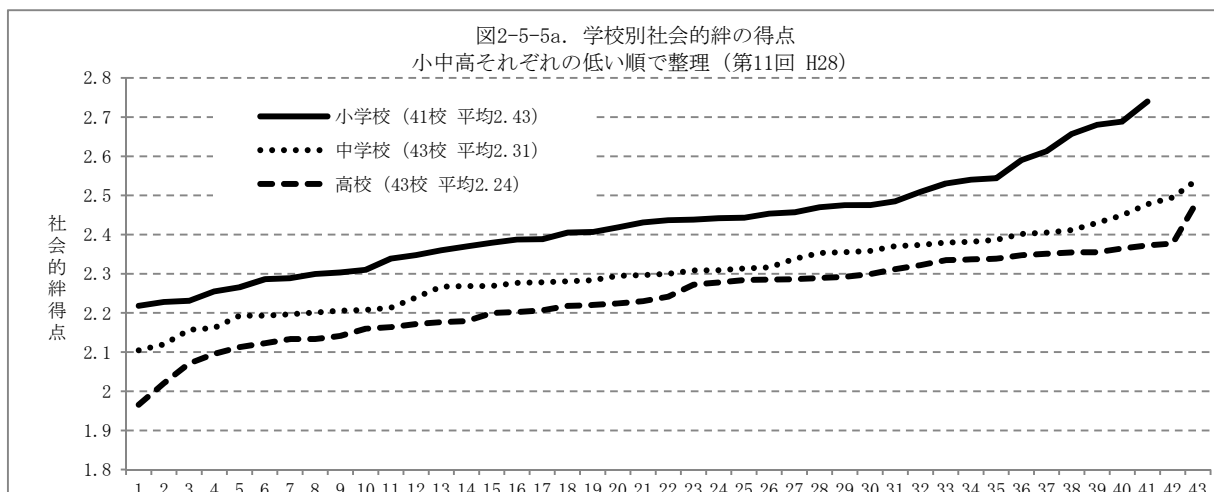
各地域での散らばりを図2-5-4bに示す。地域内での小中高が揃っているのは37地域であった。



地域内での小中高の相関は、小一中で0.234、小一高で0.033、中一高で-0.028であり、小一中で弱い相関が見られたが、ここでも全体として大きな地域内連関はない。

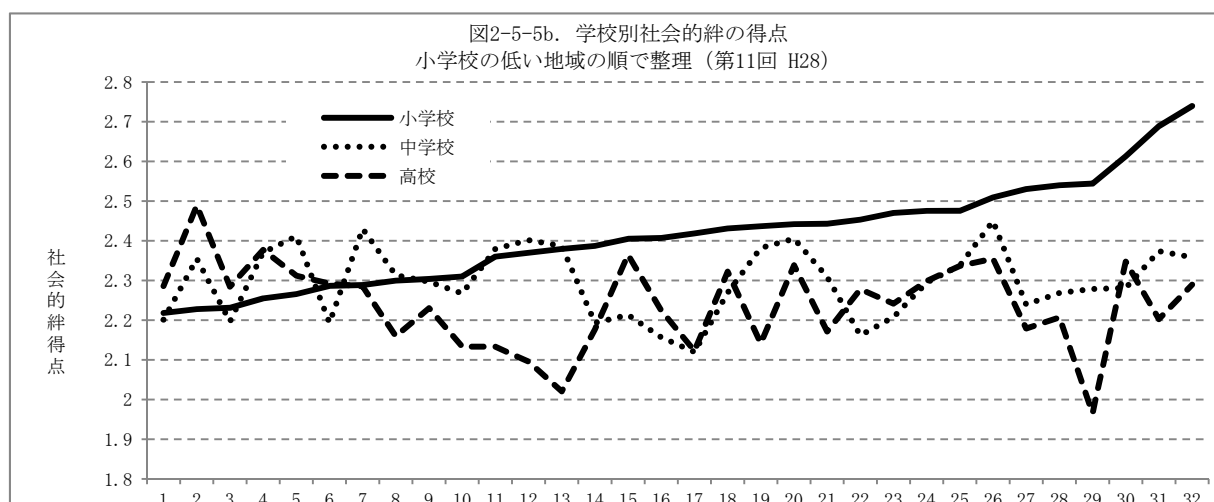
## 2-5-5. 社会的絆

2-3-6節で記したように、第11回（平成28年）の調査ではそれまでの生活満足度の尺度から社会的絆の尺度（0～3）へと変更した。学校サンプル別の得点分布を見ておこう。次の図2-5-5aの横軸番号は小中高それぞれの低い順である。



小学校の最低値は2.22、最高値は2.74、中学校の最低値は2.10、最高値は2.54、高校の最低値は1.97、最高値は2.49であった。小中高はほぼ平行しており、小学校と中高との差は小さくはない。

この得点分布の地域内の散らばりを図2-5-5bに示した。小中高が揃っているのは32地域であった。



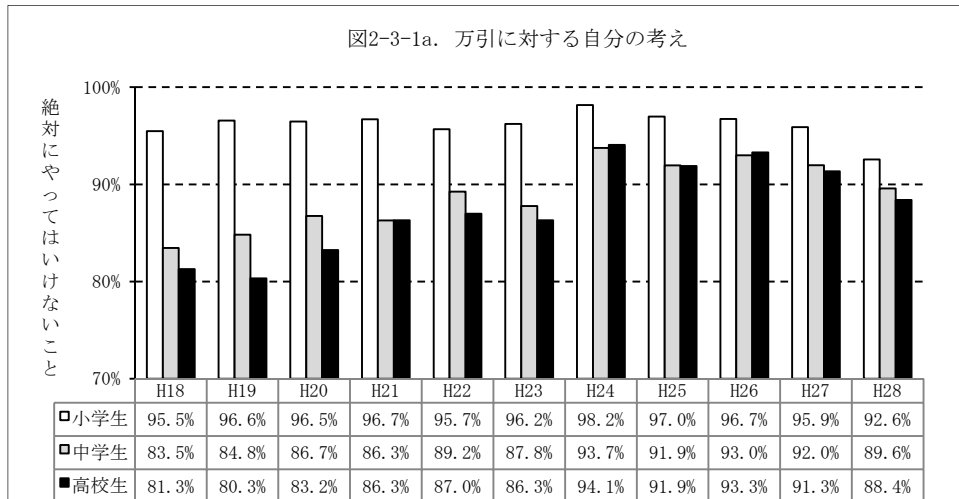
地域内での小中高の相関は、小一中で0.07、小一高で-0.15、中一高で0.08となっており、地域内での小中高の関連はないが、中高より低い小学校がいくつか見られる。

### 第3章 考察

この調査の始まりは、(平成10年代当時の)少年による万引が多いことから、少年の規範意識を知り、その知見によって、一般少年が万引などの犯罪行為に進まない方策を検討することであった。今回まとめるにあたって、ここ10年で大きく減少した少年犯罪の実態と比較しながら、11年続いた調査結果を読み返していると、少年たちの知識や態度の変化と無変化が見えてきて、この調査が継続されたことによる資料価値の高さに気づく。ここでは、11年にわたる調査結果の分析の中で特に重要と思われる事項を取り上げて考察する

#### 3-1. 青少年の意識は変わったか

11年間で11回実施した調査結果を眺めて、興味を中心は、非行の減少に比して、はたして少年たちの万引に対する判断は望ましい方向に変わったかである。ここで望ましい状態というのは、とりあえず、万引は絶対にやってはいけないとする回答率が高いことにする。図2-3-1aを再掲しておく。



この回答率は本書2-3-1で分析したように、2期に分けて眺めたほうが良さそうである。第1期は第1回(平成18年)から第6回(平成23年)まで、第2期は第7回(平成24年)から第10回(平成27年)あるいは第11回(平成28年)までである。

第1期の回答率は小学生で95%以上、中高生で80%台となっている。小学生ではほとんど変化がないが、中高では徐々に上昇している。逆に、望ましくない状態(やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない、よくあることでとくに問題はない、など)と回答している率は小学生で5%ほど、中高生で10~20%ほどとなる。この状況は第1期後半で中高生がやや向上したようであるが、小学生との差が大きい状況は平成23年まで続いている。しかし、平成24年の第2期の第7回以降、万引は絶対にやってはいけないとする回答率は、小学生はほとんど変わらないが、中高いずれも6ポイント程度上昇している。

第2期、平成24年から中高生(特に高校生)の急上昇が起こって小学生との差が小さくなった。その理由は明確ではない。本書2-3-1節では、仮説ではあるが、東日本大震災後の青少年の心情面の変化とい

う可能性を記した。ここで参照した意識調査<sup>21</sup>では、東日本大震災後の青少年に行動面での変化はないが、心情面の変化が見られている（2-3-1 節参照）。東日本大震災のように大きな事象であれば、本調査第 2 期中高生の回答率が 6 ポイント程度上昇した理由と考えるのはおかしくはないであろう。震災以降、自助、公助に対する共助というという言葉が一般化し、その重要性が再認識されている。社会は自助、公助だけでなく、共助によって成り立っているという考え方である。

共助というのは、具体的には災害時の被災者相互の助け合いやボランティアの支援活動を指すのであるが、社会はそもそも共助によって成り立っていると考えられることもできる。顧客なくして小売業が成り立たないの言うまでもないが、近隣のコンビニや食品スーパーはたんにその都度の欲求を満たす物品を入手するだけでなく、それらがなければ、自分自身の生活が成り立たないという意味で相互に深く依存し合っているからである。このような考え方に特に高校生が共感したのではないか、という仮説である。

なお、第 2 期の最後である第 11 回調査では、「やってはいけないが、理由によっては仕方がない」という選択肢を加えており、この選択肢を選んだ比率は小学生で 5.1%、中学生で 6.6%、高校生で 7.4%という高い率となった。すなわち、万引という犯罪を相対化する態度が見られ、「絶対にやってはいけないこと」への回答率は小学生で 92.6%、中学生で 89.6%、高校生で 88.4%という低い値になっている。これが質問紙法から見える、万引に対する青少年の判断となるであろう。

これらのデータから眺めると、青少年の万引（逸脱行為）に対する態度は基本的に 10 年ほどでは変わっていないのではなかろうか。その態度を変えるのは、東日本大震災のような未曾有の大災害で、みんなが協力し合い、そして家族と一緒に平穏に暮らすことがいかに大切かを問いかける状況を経験することなのかもしれない。

そうだとすると、少年たちは何らかのきっかけがあれば、万引などの逸脱行為を実行してしまう可能性があるように思われる。少年非行が大幅に減少しているとは言え、小学生の段階から十分な教育的配慮すなわち、単に他人に迷惑をかけないという個人主義的モラルではなく、適切な観点からの道徳教育が必要であり、規範意識強化に役立つ青少年の共同体意識を高めることが必要不可欠であることに変わりはないであろう。

### 3-2. 地域の持つ問題

「鉄は熱いうちに打て」と言う。人柄（性格）形成の早い段階で万引性向に染まらないように、少年に対する万引防止対策のいっそうの充実を図る必要がある。ここでとくに強調したいのはそれぞれの地域が持つ問題である。本調査での学校サンプルの回答分布（本書 2-5. 学校サンプルの違い）を眺めると、万引への寛容度や万引に誘われたこと、万引しやすい店を知っている、などの回答率の高い学校、さらには生活満足度や社会的絆を低く回答している学校など、万引の世界に触れやすい学校がかなり見受けられる。これは当該学校の学区周辺地域の持つ問題と言える。

おそらく、こうした地域差を生じさせる要因として、それぞれの地域の歴史的背景や経済的状況を指摘することができるだろう。しかし、その実態が的確に解明できなければ、対策もお座なりに留まらざるをえない。まずはその実態を具体的な調査という形で、保護者や地域の関係者に周知することが肝要である。

---

<sup>21</sup> 「児童・生徒の震災後意識調査」日本教材文化研究財団 平成 24 年。

万引を抑止するためには、地域ぐるみ（たとえば、中学校の通学区単位）の対策が必要である。万引被害の大きい商店街やショッピング・センターでは万引をさせない環境づくり（商品の配列、店員の教育と配置、万引防止機器の設備等、所轄署との連携）が急務であると同時に、各校で開催されているセーフティ教室（非行防止教室）で万引対策を定期的に（万引汚染地域では重点的に）取り上げること、万引防止対策への保護者の積極的な参加を要請することが重要である。

毎年、各小学校・中学校でセーフティ教室（非行防止教室）が開催されているが、問題はそこでの教育指導の内容である。「万引はダメ、絶対ダメ」だけの連呼は小学校低学年には有効であろうが、学年が高くなるにつれて子どもなりの思慮分別が身についてゆき、周囲の状況や世間の裏表が見えるようになってくる。指導する側の権威主義的な言動には反発もしたくなる。

わが国の道徳教育には自尊心の涵養に欠けているという批判もなされている。これには保護者を始めとする他者との濃密な関係（自分が周囲から大切にされているという実感）が不可欠である。こうした他者との関係がなければ、自尊心はただの「自惚れ」に退化する。非行防止教育や道徳教育のこうした観点からの見直しが必要であろう。

また、児童生徒の精神的成長に応じた訓話が必要である。「やってはいけないことだが、大した問題ではない。」「その通り、殺人や強盗に比べればね。でも、本屋さんや CD 店にとっては死活問題だよ。本一冊、CD 一枚分の損を取り返すにはその何倍も本や CD を売らないといけないから。」人間は理性的存在であり、幼い子でも自分の悪行にはそれなりに正当化を試みる。したがって、どこまでも児童生徒のいわば屁理屈に向き合う努力が必要であろう。

さらに注意すべきことは、そこに集う児童生徒にはごく少数であれ、すでに万引に手を出した子も含まれているということである。スクール・サポーターなど児童生徒の指導の任に当たる者は、決してこの事実を無視すべきではない。万引経験者に「万引はダメ、絶対ダメ」を繰り返すことは、彼らを疎外させるだけで、自分の行為がなぜ悪かったのか、その反省の機会を失わせることになりかねない。万引をさせないための教育は、その一部に万引からの更正教育を含まなければならない。一般論としては、主題が何であれ、いつでも聞き手の思慮を深め、児童生徒の精神的成長を促すことであろう。

### 3-3. 規範意識の育成

「規範」という言葉は広い意味で「手本」「模範」を意味し、論理学、文法、科学研究等においても使われるが、この文脈では行為の善悪、正不正の判断基準を意味する。この狭い意味では、規範意識とは法律や道徳に関する知識（規範的知識）を言うのであるが、規範意識（道徳意識と呼んでもよい）にはそれ以上の意味が込められている。

たとえば、万引常習者は自分の万引行為が発覚したら、間違いなく悪いことをしましたと謝罪をする。少なくとも、彼らは万引が刑法の窃盗罪に当たる犯罪であることを知っている。その上で、彼らは万引を行うのである。このような事態は、古来、「無抑制」（アクラシア）と呼ばれてきた。万引は不正であるという知識はあるが、意志が弱い、目先の欲望に負けたなどの理由で正常な思慮分別を働かせることができないというのである。

このような事態は、現在の言葉で言い換えれば、万引常習者には万引は不正であるという「規範的知識」はあるが、それに従って行為しようとする「規範意識」に欠けている、ということになる。「規範意識」には、規範的知識に行為者を何らかの法律や正しい道徳判断に従って行為するように内面から動機づける力が備わったものと考えられているのである。



「知識」を命題的知識（「万引は窃盗罪に該当する」を知っている）と体得的知識（泳ぎ方や自動車の運転方法を知っている）に分ける考え方があるが、ある意味で「規範意識」は後者に似ている。泳ぎ方を会得している人は、水中に放り出されるなら、必ず泳ぎ続けるであろうし、むしろ泳がないことができないからである。それと同様に、規範意識が身につけている人は、店員の目が届かない場所でも商品を自分の鞆に入れようなどとは思いつかないのである。

しかし、このような言い方には重大な誤解を招く恐れがある。早く泳ぐことができるようにするには、繰り返し練習させることが必要である。それゆえ、意欲のない子やふざけている子は強制的にでも練習させなければならない。このような考え方は容易に体罰やしごきを容認することに繋がる。規範意識の育成とは、児童生徒の人柄=人格を育てることであって、たんなる技術や技法を覚えさせることではない。体罰に頼ることは、どのような状況でも、指導する側の能力の欠如を暴露するにすぎないのである。

本来、知識にはそれに従って行為するように動機づける力が、幾分か備わっている。スーパーの折り込みに安売りの目玉商品が並んでいるのを見れば、多くの人はそれを買に行くであろう。それを買いたい側には、それが必要だという知識やそれが欲しいという欲求があるからである。また、火の不始末は火災の原因となる。この知識は、たとえば、野外でバーベキューを行う際の私たちの行動に一定の制約を課している。私たちには火災を起こしたくないという意欲（起こすべきではないという規範意識）があるからである。

同様に、一回の万引で店舗が受ける損害額は数百円かもしれない。しかし、それが度重なれば損害額も増大する。万引防止教室で指導の任に当たった経験のある者は、この種の指導が児童生徒の規範意識育成に大きな効果を持つことを知っている。問題は、一般的に言って、規範的知識が抽象的であるため、児童生徒の具体的な行動を規制する力が弱い（児童生徒の側に規範意識が育っていない）ということである。

現行の「小・中学校学習指導要領」は道徳の目的を「道徳的実践力の育成」においている。この「道徳的実践力」が上述の「規範意識」を意味することは言うまでもない。さらに、「道徳的実践力」を、(1) 認知的要素（善悪、正邪を弁別する能力）、(2) 意志的要素（道徳的心情や道徳的判断によって価値ありとされた行動の身構え、意志の働き）、(3) 感情的要素（道徳的価値を望ましいものとして受け入れ、その実現を喜び、これに反することを憎む感情）からなるとしている。この解説は人間の精神的能力を「理性」、「意志」、「感情」に三分しているという点では古色蒼然然であるが、その言おうとするところは十分に説得的である。

というのは、(1) 認知的要素だけでは不十分であるし、(2) 意志的要素は道徳的な善と同様に、無知のゆえに、また生来の邪悪な性格のために、意図的に悪に向かうこともありうるから、もっとも重要なのは(3) 感情的要素である。「感情」は全人格的反応として考えることができるからである。したがって、規範意識の育成と向上という観点から見ると、(1) 認知的要素と(2) 意志的要素の基礎にあるのが、(3) 感情的要素であると考えられる。

つまり、市民一般は目の前の商品を「買うか、買わないか」で悩むことはあっても、「盗むべきか、盗むべきではないか」などと考えることはまずない。そもそも「盗むべき」は選択の対象にならない。それ以前に、(3) 感情的要素、すなわち、行為者の人柄=人格が不正な行為を除外するように機能しているからである。規範意識の育成とは、進んで善をなし不正を憎む人柄=人格の育成に他ならないのである。もちろん、そのためには何が善で何か不正であるかを、知識として知らなければならないし、正義をやり抜く意志も不可欠である。さらに、青少年に対する規範意識の育成には、たんに知識レベルでの発達

だけでなく、道徳性の発達という観点も欠かすことができない。

小学校低学年の児童に万引をしてはいけないことを、刑法とか窃盗罪という概念を用いて説明することには無理がある。同様に、中学生に規則一辺倒で万引は駄目を繰り返すだけでは反感を買うだけであろう。

重要なことは、権威によって法律や道徳を強制することではなく、そうした社会規範を内面化させることであり、進んで社会規範に合致して行動する性向を身につけさせることである。さらには、社会の悪弊を見抜いて、それを打ち破る能力をも修得させなければならない。

このような規範意識を内面化させた有徳な人物の育成こそが、犯罪の少ない善い社会を作り上げるためのもっとも基本的な前提なのである。昨今の厳罰主義的言説の横行は、それなりに理解できる側面もあるが、その提唱者が規範意識をもつば外的規範（法律）の遵守として理解し、それだけで望ましい善い社会が実現可能であると考えているのであれば、大きな間違いであると言わざるをえない。

### 3-4. 生活満足度とストレス・コーピング

第8～10回の調査で生活満足度の指標を導入したことにより、多くの設問で回答パターンの特徴を見ることができた。その傾向は、満足度が高い群ほど、万引に対する寛容度が低く、家庭や学校に対する信頼を置いていると言えるものである。

保護者の接し方を問うと、「子どもが間違ったことをしたらすぐに注意する」を選んだ率は、満足度が高くなるほど高い。これは「子どもとよく話すようにする」を選んだ率と逆転している。この背景には、日頃から保護者とよく話している場合は、「よく話すようにする」を選ぶよりも、「すぐに注意する」という実効的な接し方を選んでいると推測される。さらに、子どもが万引をしなくなるための効果的な方法を問うと、「万引について学校の授業で取り上げる」を満足度高群は多く選んでおり、小中では最も多い選択となっている。

これらの結果は、自分自身に関することがらや生活環境などの満足度が規範意識と高い関係にあることを示している。すなわち、規範意識が高いということが、必ずしもそれだけで成り立つわけではなく、青少年の社会生活全体が満足できる状況にあることのそれぞれが互いに条件になっている可能性がある。

ただ、生活満足度は主観的な評定であり、具体的・客観的な生活状況指標（環境・家庭・経済的要因など）ではない。経済的・家庭的に恵まれない要因があるとしても、それがそのまま満足度に反映されるとは限らない。各人が置かれた状況に対してどのような態度を示し、どのような行動を取るかは異なる。

たとえば、本調査でもっとも満足度の低い「自分の成績」の評定で、同じ成績をとっていたとしても、それを不満だと感じている者もいれば、これで十分だと満足している者もいるであろう。その結果、同じ状況でも、その後の行動は「もっと勉強する」か「勉強はテキトーに」と分かれるかもしれない。

このことから連想する話題は心理学用語のストレス・コーピングである。これはストレス下の対処（コーピング）の仕方に注目した臨床的領域であり、ストレス対象としてさまざまな要因がある場合に、どのような対処行動をとることが適応的か、さらには、どのような支援が必要かなどの研究である。

たとえば、「万引をしなくなるための対策」で「万引しにくい店づくりをする」と同程度の回答率が「万引について学校の授業でとりあげる」であり、「万引（窃盗）の刑罰を重くする」と「保護者は子どもが万引をしないようにしつける」が同程度の率で続いている。回答分布が同程度の2組の中で、それぞれ前者は万引犯罪防止のための具体的な取り組み・厳罰化の話題であり、後者は教育やしつけなどの態度

形成の話題である。この質問での回答者の満足度を眺めると、どの回答でも満足度はほとんど同じで、ほんの少し高いのが教育としつけを選んだ者となっている。

満足度に大きな違いがないにもかかわらず、客観的・具体的な防止対策と同程度に教育・しつけなどの教育支援が有効であると判断していることは、コーピングの話題として興味深い。

ストレス・コーピングは、ストレス対象に直接働きかける問題焦点型コーピングと、ストレス対象への情動的な反応を抑制するような解釈・認知の変容をもたらす情動焦点型コーピングとに大きく分けられる。店舗などの被害者の立場では、万引への問題焦点型コーピングとして防止機器の設置などが実行されている。一方で、友人関係などの日常的ストレスが大きく、万引や非行にむすびつく可能性が高い者にとっては、ストレスに対する問題焦点型コーピングがむずかしいだけに、情動焦点型コーピングとして、不満を減少させるような態度変容や、万引などの犯罪をそもそも行動選択肢に入れないようにする教育やしつけが必要なのであろう。青少年がさまざまなストレス状況下に置かれているとき、非行の方向に向かわない対処の仕方・態度を身につけるのは容易ではない。われわれ大人が地道な努力による支援を続ける以外に方法はなさそうである。

### 3-5. 社会的絆とセルフコントロール

われわれ大人が目指すのは、青少年が社会的ルールを守って、万引のような逸脱行為をする気持ちにならない社会である。本調査報告書もそのような理想社会を求めるための手立ての一つとしたい。そのためには、青少年が万引に対してどのような態度・意識を持っているかを知るだけでなく、そのような態度や意識がなぜ起こるのかを知る必要がある。それを知るためのヒントが、第10回までの生活満足度という指標であり、第11回に導入した社会的絆の強弱という指標である。

社会的絆理論（ボンド理論）を提唱したトラヴィス・ハーシは「なぜ人は社会の規則を逸脱するのか」という20世紀の社会学的な問いではなく、「なぜ人は社会の規則に従うのか」という問いに戻って考察し、社会的絆がポイントであるとした。1969年の著作<sup>22</sup>でハーシは「非行を犯す者は、親密な対人関係へのつながりや社会的な成功への欲求や道徳的な規範観念によるしほりにあまり捕らわれていない人間であり、ほとんどの人びとを法律にしたがって暮らさせているこれらのしほりから比較的解き放たれている人間であると捉えている」と述べている。そして、多くの実証的分析によって、生活している環境で少年期に獲得した社会的絆が弱い場合に社会的規則からの逸脱が起りやすいことを示している。

第11回の調査結果を眺めると、社会的絆が弱いことと逸脱行為を軽く見る傾向が連関しており、逸脱行為に遭遇する機会も高いことを示している。

その後、社会的絆理論は実証研究の中であてはまる年齢が少年期に限ることが犯罪学の一般的観点から指摘され、ゴットフレッドソンとハーシ<sup>23</sup>は、個人的な特性としてのセルフコントロール（自己統制）を取り上げるようになった。これは、その時々々の誘惑に対する脆弱性すなわち、刹那的な行動を自分で抑制できるかどうかの程度をあらわすとされており、自己中心性や欲求不満耐性、非言語的で身体的な行動を起こす特性などからなる概念である。セルフコントロールを測定する尺度も開発されており、非行経験のある少年たちと一般少年との比較では有意な差が見られているようである。

セルフコントロールはその場的・短期的な行動傾向に関連しているため、態度・意識調査として一般

<sup>22</sup> 「非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて」（森田洋司・清水新二監訳）文化書房博文社 1995.

<sup>23</sup> M. Gottfredson and T. Hirschi A General Theory of Crime, Stanford University Press, 1990.

少年を対象としている本調査では、セルフコントロール能力が「逸脱行為への寛容な態度」とどのような関係になるかは不明である。セルフコントロール能力が高くて、逸脱行為には寛容な態度であるかもしれないからである。ハーンは社会的絆とセルフコントロールが同義であると考えていることから、今後の検討課題ではあるが、青少年の意識・態度と社会的絆の関連性はこれからも本調査の重要な関心事になるであろう。

ハーンは、社会的絆・セルフコントロールが少年期に家庭で獲得されるとしており、児童精神医学者ボウルビィの愛着理論<sup>24</sup>に対応しているようである。少年期は社会的絆の中核になる家族との絆が育まれる時期である。

社会的絆の弱さを改善するためには、家庭、学校、地域コミュニティなどで少年を巻き込み、愛着心を育む活動が必要である。また、自尊感情を高める教育やカウンセリングなども重要であろう。学校における道徳教育などの教育活動を、社会的絆を強める観点から推進することも考慮されてよいのではなかろうか。

社会的絆（生活満足度も）の低下は、少年・一般成人・高齢者の逸脱行為に共通した重要なキーワードと言えるであろう。現代日本の社会で社会的絆を修復する方策をどのように具体化できるかは今後の課題であるが、高齢者は認知能力の低下、家族からの離反、周辺環境からの疎外化などによって、少年期に獲得した社会的絆あるいはセルフコントロール能力が低下してしまう。そのことから、解決の方策も少年と共通することが多いであろう。

### 3-6. 今後に向けて

本調査の11年にわたる結果の主な話題を簡単にまとめてみよう。

1. 万引などの逸脱行為に関する規範知識は小学校の段階で十分に獲得している。
2. 小学生段階では親の規範意識を反映している度合いが高いが、中学生になれば、万引は他の逸脱行為との比較の中で相対的に位置づけられ、条件によっては「仕方がない」「たいしたことではない」とする態度が出てくる。
3. このような態度は生活満足度や社会的絆と密接にむすびついている。
4. 学校の置かれたローカルな地域的違いが規範意識を含めた多くの指標で見られる。
5. 少年の万引に対する態度は11年を通して基本的に変化はない。しかし、東日本大震災のような大災害を見聞きすることによって変化する可能性が見られる。

これらの話題については次のような活用を期待したい。

1. 家庭、学校、警察、地域社会などは、小学生でも万引が犯罪であるという知識は十分にあるものの、万引への態度（「万引は絶対にやってはいけないことだ」という規範意識）は基本的に変化していないという事実を知った上で、非行防止活動を中心とした道徳教育を進める必要がある。
2. 万引犯罪防止の啓発活動も継続・強化する必要がある。たとえば、本機構が全国の中学校に配布している「万引防止啓発のための壁新聞」はすでに延べ400万人ほどの中学生に読まれている。このような広報活動は継続されなければならない。

<sup>24</sup> J. Bowlby *The Making & Breaking of Affectional Bonds*. London: Tavistock Publications, 1979. 作田勉（監訳）「ボウルビィ母子関係入門」星和書店 1981.

3. 本調査で学校サンプルの中に問題が見られた場合（「2-5. 学校サンプルの違い」の諸指標）には、当該地域の学校や警察との協力・連携を得て、非行防止教室を集中的に実施するなどの対策に踏み込むことも考慮すべきであると思われる。
4. 本調査で焦点となったのは規範意識であるが、その質問項目は万引に対する態度のみであった。規範意識はもっと広がりのある概念であることから、これに関わる質問項目の多様性が必要であろう。
5. 道徳教育の教科化が始まっている。小学校では平成30年度から完全実施され、中学校では平成31年度から完全実施される。平成19年の教育再生会議が「知育」「体育」に並立した「徳育」を掲げ、その後の中央教育審議会答申（平成20年1月17日）など、道徳の教科化に至る経緯では規範意識がかなり焦点となっていたようだが、はたして今後の教育効果はどうであろうか。東日本大震災のような意識変化が見られるかは興味深い。

## 資料（質問紙の項目改訂の推移）

平成 18 年から平成 28 年まで 11 回にわたって実施した質問紙の質問項目改訂を整理しておく。すべての調査報告書は全国万引犯罪防止機構のホームページに「デジタル万防機構」として掲載されているので、参照されたい。

### 第 1 回（平成 18 年）

第 1 回調査の項目は次の通りである。

- (1) [小のみ] 万引ということを知っているか
- (2) [小中高] 万引についてどこで教えられたか
- (3) [小中高] 万引についてどのように考えているか
- (4) [小中高] 万引について友達はどのように考えているか
- (5) [小中高] 万引に誘われたことがあるか
- (6) [小中高] 万引をする理由は何か
- (7) [小中高] 万引で捕まったらどうなると思うか
- (8) [小中高] 万引したものを友人などに売っているという話をどう思うか
- (9) [小中高] 少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいか
- (10) [小中高] 万引をさせないために店等がやっていることを知っているか
- (11) [中高] 麻薬・脱法ドラッグについてどのように考えているか
- (12) [中高] 麻薬・脱法ドラッグについて友達はどのように考えているか
- (13) [中高] タバコについてあなたはどのように考えているか
- (14) [中高] タバコについて友達はどのように考えているか
- (15) [中高] 店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきであるか
- (16) [中高] (15) で「そう思う」場合、その理由は何か
- (17) [中高] (15) で「そう思わない」場合、その理由は何か
- (18) [中高] 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきであるか
- (19) [中高] (18) で「そう思う」場合、その理由は何か
- (20) [中高] (18) で「そう思わない」場合、その理由は何か
- (21) [中高] 店が万引をした少年を捕まえたら、保護者〈親〉に連絡して、引取りにきてもらうべきか
- (22) [中高] (21) で「そう思う」場合、その理由は何か
- (23) [中高] (21) で「そう思わない」場合、その理由は何か
- (24) [中高] 店または警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は直ちに子どもを引取りに行くべきであるか
- (25) [中高] (24) で「そう思う」場合、その理由は何か
- (26) [中高] (24) で「そう思わない」場合、その理由は何か
- (27) [中高] 親は万引をした子どもに対して厳しく指導すべきであるか
- (28) [中高] (27) で「そう思う」場合、その理由は何か

(29) [中高] (27) で「そう思わない」場合、その理由は何か

(30) [中高] 万引をした子どもやその親はどのようなことをすべきだと思うか

## 第2回～第3回（平成19～20年）

第1回と同じ項目である。

## 第4回（平成21年）

次の項目を加えた。

[小中高] 両親や学校での一般的態度

## 第5回（平成22年）

第4回と同じ項目である。

## 第6回（平成23年）

分析担当者の変更があり、昨年までの(1)～(10)の項目を基本的に継続し、新たに以下の項目を加えた。

(1) [小中高] 万引についてあなたの保護者（親）はどのように考えているか

(2) [小中高] 友達から万引に誘われたらどうするか

(3) [小中高] 友達が万引するところを目撃したらどうするか

## 第7回（平成24年）

第6回の調査結果の分析を踏まえて、今回から回答選択肢を「ひとつだけ」選んでもらう択一式に改めた。

(1) [小のみ] 万引ということを知っていたか

(2) [小中高] 万引についてどこで教えられたか

(3) [小中高] 万引についてどのように考えているか

(4) [小中高] 万引について友達はどのように考えているか

(5) [小中高] 万引について保護者はどのように考えているか—第6回調査から追加

(6) [小中高] 万引に誘われたことがあるか

(7) [小中高] 友達から万引に誘われたらどうするか—第6回調査から追加

(8) [小中高] 友達が万引をするところを目撃したらどうするか—第6回調査から追加

(9) [小中高] 友達の万引を目撃したり誘われたりしたら誰に相談するか—今回調査から追加

(10) [小中高] 万引をする理由は何か

(11) [小中高] 万引で捕まったらどうなると思うか

(12) [小中高] 万引したものを友達などに売っているという話をどう思うか

(13) [小中高] 子どもが万引をしなくなるためにはどうしたらよいか

(14) [中高] 万引しやすい店を知っているか—今回調査から追加

(15) [中高] 万引をした子どもを捕まえた店は、警察に通報すべきか

(16) [中高] 店から通報を受けた警察は、学校に通報すべきか

- (17) [中高] 警察から通報を受けた学校は、保護者（親）に連絡すべきか
- (18) [中高] 万引をした子どもに親は厳しく指導すべきか
- (19) [中高] 万引をした子どもや保護者（親）はどのようなことをすべきか
- (20) [中高] 万引をさせないために店等がやっていること知っているか
- (21) [中高] アルバイト店員として、子どもの万引を目撃したらどうするか—今回調査から追加
- (22) [中高] 喫煙、飲酒、放置自転車の無断借用についての意識—今回調査から修正して追加

## 第8回（平成25年）

昨年の調査結果の分析を踏まえて、今回は特に大幅な調査項目の見直しを行った。設問数を少数に精選したこと、万引と他の禁止行為との「悪さ」の比較判断を求めたこと、日常的に判断している自己満足度の評定を求めたことである。

- (1) [小中高] 万引についてどのように考えているか
- (2) [小中高] 万引と他の禁止行為との比較—今回調査から全面的に修正追加
- (3) [小中高] 万引をしてはいけない理由は何か—今回調査から追加
- (4) [小中高] 万引をする理由は何か
- (5) [小中高] 万引に誘われたことがあるか
- (6) [小中高] 万引に誘われたらどうするか
- (7) [小中高] 万引をさせないための保護者の接し方
- (8) [小中高] 子どもが万引をしなくなるためにはどうしたらよいか
- (9) [小中高] 日常生活における7種類の満足度評定—今回調査から追加
- (10) [中高] アルバイト店員として、子どもの万引を目撃したらどうするか
- (11) [中高] 万引しやすい店を知っているか
- (12) [中高] 万引をした子どもを捕まえた店は警察に通報すべきか
- (13) [中高] 万引をした子どもや保護者（親）はどのような償いをすべきか
- (14) [中高] 子どもが万引をしなくなるためにはどうしたらよいか
- (15) [中高] 万引をさせないための店の取り組みを知っているか
- (16) [中高] 万引をさせないための学校や警察の取り組みを知っているか

## 第9回（平成26年）

第8回と同じ調査項目とした。

## 第10回（平成27年）

今回の項目は同じであるが、回答選択肢の変更をおこなった。

- ① [小中高] 万引をしてはいけない理由の回答選択肢
- ② [小中高] 万引をする理由の回答選択肢

## 第11回（平成28年）

今回は過去3回の「生活満足度」の質問を「社会的絆理論」の観点で再構成した。

- ①（小中高の間1）回答選択肢数を3から5に拡大



- ② (小の間 7、中高的間 10) 選択肢 4 を「善悪について話す」に変更
- ③ (中高的間 7) 選択肢 3 に「小さな声で」を追加
- ④ (小の間 9、中高的間 15) 「社会的絆」、「自尊感情」に変更

全体の質問項目は次の通りである。

- (1) [小中高] 万引についてどのように考えているか
- (2) [小中高] 万引と他の逸脱行為との比較
- (3) [小中高] 万引をしてはいけない理由は何か
- (4) [小中高] 子どもが万引をする理由は何か
- (5) [小中高] 万引に誘われたことがあるか
- (6) [小中高] 万引に誘われたらどうするか
- (7) [小中高] 万引をさせないための保護者の接し方
- (8) [小中高] 子どもが万引をしなくなるためにはどうしたらよいか
- (9) [小中高] 「社会的絆」に関わる 6 項目－今回から追加
- (10) [中高] アルバイト店員として、子どもの万引を目撃したらどうするか
- (11) [中高] 万引しやすい店を知っているか
- (12) [中高] 万引をした子どもを捕まえた店は警察に通報すべきか
- (13) [中高] 万引をした子どもや保護者はどのような償いをすべきか
- (14) [中高] 万引をさせないための店の取り組みを知っているか
- (15) [中高] 万引をさせないための学校や警察の取り組みを知っているか

## あとがき

本調査の第7回以降、坂井昭宏氏と一緒に分析担当者として参加してきた。今回、これまで実施してきた調査報告書をまとめることになり、すべての報告書に目を通して見ると、二つの新たな発見があった。

一つは平成24年の調査で見られた「万引に対する態度（規範意識）」の上昇である。坂井氏の指摘があり、単なるデータのゆらぎか、それともこの頃に何かあったのかを調べているうちに、東日本大震災が前年にあり、その影響で少年たちの気持ちがかなり変化したという資料が見つかった。しかし、その後は徐々に下がって、平成28年には元に戻ったようである。

もう一つは学校サンプル別の分布を描き直しているうちに、かなりの質問項目で「問題のある」学校サンプルが見つかった。これは学区レベルの地域の問題ではないかと考えられるが、分析担当者には学校名や所在地は伏せられているため、詳細は不明である。このようなデータについては、事前に教育委員会や学校との協力関係があれば、それなりのデータ活用を図ることができるのではないと思われる。

さて、現在2年間中断している本調査の今後について考えておこう。全国万引犯罪防止機構が11年にわたって実施してきた本調査の前半では、質問項目のほとんどが少年の万引に関する知識についてであった。したがって、調査初期には、青少年はこんな知識や意識を持っていたのか、「万引を絶対にやってはいけないこと」とする回答率がこれほど低いのか、などの驚きが関係者にあった。

しかしその後、本調査での中高生の数字15～20%、学校サンプル別の数字（最大で30%程度）という回答率はほとんど変化しなかった。この段階で本調査の終了が議論されたが、継続が決まり、平成24年の第7回調査から、変化がなかった万引に関する知識項目を減らし、規範意識に関する項目を加えていった。そのことにより、本調査は万引を中心にしながらも、非行全般につながる話題に広がった。

本調査が平成28年の第11回で一旦終了となったのは、ほとんどの質問項目における回答率の変化がその後も見られなかったからである。しかし今回、上記の平成24年に起きた規範意識の上昇という変化を見出すことができた。結果論ではあるが、調査を継続していなければ見つからなかった変化である。道徳教育の教科化が小学校・中学校で始まっているが、はたして規範意識の上昇が見られるのであろうか。このような変化を確認するためには調査を継続する必要があるだろう。

しかしながら、毎年事業として調査を継続するための労力と資金は多大である。本調査を再開・継続する一番のポイントは、調査結果をどのように活用できるかではなかろうか。そして、本調査の成果を活用する基本は、少年の規範意識は簡単には変化しないという事実を受け入れることであろう。そのような前提を出発点として、少年の規範意識を育成するためにどのような教育が具体的に必要かという観点で考えなければならないであろう。

全国万引犯罪防止機構は「万引は犯罪です」を標語にする組織であるし、万引は非行でもっとも多く、万引による店舗の損害も甚大ではあるものの、少年の規範意識の育成という観点から言えば、万引に特化するのではなく、非行防止の観点から規範意識のさまざまな側面を眺める調査を期待したい。そしてそれを機構の社会貢献事業として位置づけていただければと思う。道徳教育が始まった今後、数年に一度という程度でも、規範意識の変化、実際の非行事案の多寡、そして非行防止策の有効性を調査できるならば、調査の意義は高いと思う。

瀧川 哲夫

平成31年3月9日



## 発行にあたって

今回、平成 18 年から平成 28 年まで 11 回続けてきた「万引に関する全国青少年意識調査・分析」のまとめを発行することができました。11 回の調査でご協力いただいた各学校、各都道府県教育委員会、文部科学省、警視庁には深甚の謝意を表します。また、まとめていただいた瀧川哲夫先生、坂井昭宏先生に心より敬意を表します。有り難うございました。

店舗ならびに関係者の努力もあって、少年の万引事案は減ってきたとは言え、根本的な解決にはほど遠い感があります。青少年の将来を考えながら、家庭教育、教育現場、地域社会の中で、大人たちに考えてほしいと願っております。

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

理事長	竹花 豊
調査研究委員長	加藤 和裕
事務局長	福井 昂

青少年意識調査 2006－2016 の成果と課題  
－全国万引犯罪防止機構の活動－

執筆担当

瀧川哲夫（北海道大学名誉教授）

坂井昭宏（北海道大学・桜美林大学名誉教授）

発行

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 2 番地 書店会館 4 階

TEL: 03-3355-2322 FAX: 03-3355-2344

URL: <http://www.manboukikou.jp/>

平成 30 年 4 月